

土 木 環 境 委 員 会 記 録  
＜第3号＞

平成25年第7回沖縄県議会（11月定例会）

平成25年12月12日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

## 土木環境委員会記録<第3号>

---

### 開会の日時

年月日 平成25年12月12日 木曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後4時14分

---

### 場 所

第3委員会室

---

### 議 題

- 1 甲第2号議案 平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 乙第10号議案 工事請負契約について
- 3 乙第11号議案 工事請負契約について
- 4 乙第12号議案 工事請負契約について
- 5 乙第13号議案 工事請負契約について
- 6 乙第14号議案 工事請負契約について
- 7 乙第15号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 8 乙第18号議案 指定管理者の指定について
- 9 乙第19号議案 指定管理者の指定について
- 10 乙第27号議案 県道の路線の認定について
- 11 乙第28号議案 国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について
- 12 陳情平成24年第76号、同第77号、同第91号、同第92号、同第94号、同第95号、同第97号、同第109号、同第121号、同第127号、同第140号の4、同第158号の2、同第159号、同第162号の2、同第167号、同第171号、同第199号、同第200号、同第205号、陳情第2号、第7号、第12号、第14号、第16号、第17号、第19号、第21号、第34号、第45号、第48号、第50号の4、第60号、第69号、第72号、第73号、第84号、第85号、第88号、第95号、第98号、第102

号の2、第103号、第104号の4、第108号の2、第122号、第123号、第132号、  
第133号及び第148号

13 閉会中継続審査（調査）について

出席委員

委員長	中川京貴君
副委員長	仲宗根悟君
委員	具志堅透君
委員	桑江朝千夫君
委員	浦崎唯昭君
委員	新里米吉君
委員	新垣清涼君
委員	奥平一夫君
委員	金城勉君
委員	嘉陽宗儀君
委員	新垣安弘君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

環境生活部長	當間秀史君
県民生活統括監	大城玲子さん
環境政策課長	古謝隆君
環境整備課長	比嘉榮三郎君
平和・男女共同参画課長	山城貴子さん
土木建築部長	當銘健一郎君
土木整備統括監	末吉幸満君

道路街路課長	仲村守君
道路管理課長	嶺井秋夫君
河川課長	徳田勲君
海岸防災課長	上江洲安俊君
港湾課長	村田和博君
空港課長	嘉手納良文君
都市計画・モノレール課長	伊禮年男君
都市計画・モノレール課長	吉田繁君
都市モノレール室長	
下水道課長	大城忠君
施設建築課長	豊岡正広君
商工労働部企業立地推進課班長	平田厚雄君
企業局長	平良敏昭君

○中川京貴委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

甲第2号議案、乙第10号議案から乙第15号議案まで、乙第18号議案、乙第19号議案、乙第27号議案及び乙第28号議案の11件、陳情平成24年第76号外48件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として土木建築部長、環境生活部長及び企業局長の出席を求めております。

まず初めに、甲第2号議案平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算第1号について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 甲第2号議案平成25年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費1億800万円を追加するものです。

内容としましては、宜野湾浄化センター管廊（6）築造工事に係る中部流域下水道建設費（社会資本整備総合交付金）1億800万円の追加となっております。関連工事のおくれにより、当該工事について単年度での完了が見込めないことから、工期を確保するために繰り越すものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○大城忠下水道課長 お手元に配付しております資料2-1で、甲第2号議案平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

まず、2ページ目をごらんください。

宜野湾浄化センターの平面図となっております。図の上部が現在施設整備を展開している3系部分であり、赤塗りの箇所が、今回補正を予定している工事箇所となっております。

1ページ目にお戻りください。

補正の内容について説明いたします。

宜野湾浄化センター管廊（6）築造工事に係る中部流域下水道建設費（社会资本整備総合交付金）1億800万円の繰越明許費の追加となっております。

中部流域下水道の宜野湾浄化センターは、処理能力日当たり11万8000立米を有し、宜野湾市、浦添市などからの人口約28万8000人の汚水を処理しており、今後の流入汚水量の増加に対応すべく、処理能力の増強と既存の1、2系の改築更新を図るため、3系の施設整備を行っているところであります。当該工事は、3系施設整備のうち汚泥処理棟と処理水再利用棟を結ぶ管廊を建設する工事であります。管廊には、各施設を結ぶ配管などが布設されており、それらを維持管理する上で設置されるものであります。工事内容は、杭径1.0メートル、杭長13メートルの場所打ち杭を16本施工した後、高さ6.5メートル、幅5.4メートル、長さ53メートルの管廊を築造する工事であり、工期は約8カ月を予定しております。

2ページ目をごらんください。

繰越理由としましては、当該工事箇所に隣接する汚泥処理棟の地下部分の築造工事（図の青塗りの箇所）において、土砂掘削時に想定外のかたい岩層が出たことから掘削作業が難航し、工期におくれが生じました。そのため、隣接する本工事の発注が当初予定していたよりおくれたためであります。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今のおくれている理由をもう少し詳しく教えてください。

○大城忠下水道課長 当初のボーリング調査にて岩層の想定はできていたが、当該岩層の琉球石灰岩が均一な岩ではなくて、強度にばらつきがあり、固結して強固になった部分と空隙を含むやわらかい部分が存在することから実際に掘削することでしか確認できなかったということです。

○奥平一夫委員 どれくらいおくれましたか。

○大城忠下水道課長 資料2-1の1ページをごらんください。下に工事行程表があります。約5カ月程度おくられています。

○奥平一夫委員 これとは直接関係ないと思いますが、下水道事業は本土の特定の企業がほとんど受注するという一離島でもそうですが、そういうことがあります。この事業についてどういう企業が一沖縄県の企業が受注できていますか。

○大城忠下水道課長 この工事は土木工事が全てですので、地元の特Aの業者です。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 確認ですが、この一帯は埋立地ではありませんか。岩盤がかたいとか一埋め立てた土砂を掘り起こすということではありませんか。

○大城忠下水道課長 ここは埋立地ではありますが、隣接する汚泥処理棟の地下施設が築造には深さ約10メートルの掘削が必要であったということで、そのため、掘削深さが埋め戻し前の現地盤に到達しており、その部分に岩層が存在していました。

○仲宗根悟委員 埋め立てる前の岩に当たっているという理解でいいですか。

○大城忠下水道課長 そのとおりです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 一旦契約して、掘削して工事がおくれることがわかったわけ  
ですよね。契約する前にわかっていましたか。

○大城忠下水道課長 先ほど説明したとおり、隣接する汚泥処理棟がおくれた  
ために、今回の工事一明許繰越で管廊の追加工事が、前の工事のおくれに伴っ  
ておくれてきたということです。

○新里米吉委員 ということは、まだ発注もしていなかったと。いわゆる変更  
前の発注は6月、7月に発注契約して、8月から工事に入る予定だったわけ  
ですよね。それはまだ実際には発注もされていなかったわけですか。

○大城忠下水道課長 この工事はまだ発注しておりません。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第10号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の5ページをごらんください。

乙第10号議案工事請負契約について御説明申し上げます。

本議案は、宜野湾浄化センターガスタンク機械設備工事M13の工事請負契約  
について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであ  
ります。

契約金額は、5億8968万円で、契約の相手方は、水ing株式会社、高千穂産  
業株式会社の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

当該工事は、下水処理の過程で発生する消化ガスを一時的に貯留し、加温用ボイラーと余剰ガス燃焼装置へ供給するためのガスタンクを設置する工事であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○大城忠下水道課長 お手元に配付しております資料2-2で、乙第10号議案工事請負契約について御説明いたします。

まず2ページ目をごらんください。

宜野湾浄化センターの平面図となっております。

図の上部が現在施設整備を展開している3系部分であり、赤塗りの箇所が、今回契約を予定している工事箇所となっております。

1ページ目にお戻りください。

工事概要を御説明いたします。

工事名は、宜野湾浄化センターガスタンク機械設備工事M13です。中部流域下水道の宜野湾浄化センターは、処理能力日当たり11万8000立米を有し、宜野湾市、浦添市等からの人口約28万8000人の汚水を処理しており、今後の流入汚水量の増加に対応すべく、処理能力の増強と既存の1、2系の改築更新を図るため、3系の施設整備を行っているところであります。本工事は3系施設整備のうち、下水処理の過程で発生する消化ガスを貯蔵し、加温用ボイラーと余剰ガス燃焼装置へ供給するためのガスタンクを設置する工事であります。工種は機械器具設置工事で、ガスの貯蔵容量が3500立米となっております。また、参考に那覇浄化センターに設置されております乾式ガスタンクの写真を表示しております。入札状況ですが、入札方式は一般競争入札の総合評価方式で、応募者は3社でありました。落札率は90.6%、請負契約金額は5億8968万円となっております。工事工程は、工場にて機器の製作後、現場据えつけで設置工事を行い、工期は12カ月を予定しております。

3ページ目をごらんください。

総合評価方式に関する評価調書となっております。

下段の総合評価結果をごらんください。

落札者である水ing株式会社・高千穂産業株式会社のJVは、技術評価点が2位、入札金額が1位であり、評価値が入札者の中で最も高い結果でありました。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第10号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員委員。

○奥平一夫委員 先ほど触れましたが、こういった下水道工事の、特に処分場などの工事は地元の企業に全然発注できないという認識ですか。それとも実際にできないのですか。

○當銘健一郎土木建築部長 確かに御指摘のとおり、こういった下水道の、特に処理場に関するこういった機械器具については、県内企業ではなかなかできない部分が多いので、県外企業と県内企業の共同企業体—JVという方式がかなり多くなっていることは事実です。

○奥平一夫委員 先ほども触れましたが、これは各市町村にみんなあります。事業が決まって、きちんと落札する企業が決まっています。沖縄本島でも本土の企業がとって、そこで一緒にJVを組む形がはびこっています。現実問題として沖縄の企業が努力してできないというハードルがありますか。

○大城忠下水道課長 下水場の処理場はプラント工事になりますが、やはりこういう特殊な機器等を製作するには全国で展開しているメーカーがほとんど中心になっています。これは全国的な現象です。県としても配管など地元企業ができるものが工事に多く含まれていれば2社JVから3社JV、あるいは単独でやる場合もあります。しかし、機械、器具など電気のコントロールセンターなどはなかなか厳しいというところがあります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第10号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。  
當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の6ページをお開きください。

乙第11号議案工事請負契約について御説明申し上げます。

本議案は、国道449号新本部大橋橋梁整備工事上部工A1からP2の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額は、7億2792万円で、契約の相手方は、JFEエンジニアリング株式会社沖縄営業所、株式会社國場組の2社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

当該工事は、新本部大橋の橋台A1から橋脚P1、橋脚P1から橋脚P2までの2径間の上部工となる延長114メートルの鋼床版箱桁を製作し、クローラクレーンベント架設工法により、これを架設する工事であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○仲村守道路街路課長 お手元に配付しております資料2-3で、乙第11号議案工事請負契約について御説明をいたします。

1ページ目をごらんください。

上段の図は、新本部大橋の計画概要図で側面から見た図です。縦に表示しておりますのは橋脚ですけれども、基礎の部分も一緒に表示をしておりますので、少し高い絵になっております。中段の枠の中に全体事業概要と右端のほうに平成25年11月末現在の進捗状況、さらに下段の左側には整備工程と右側にはことし11月時点の整備状況写真を表示しております。新本部大橋は、橋長約330メートルの鋼5径間連続鋼床版箱桁橋となっており、平成29年度の完成を目指しております。現在、橋脚P1、P3が完成しており、橋脚P2、P4、橋台A1、A2が工事中となっております。11月末現在の進捗率は下部工構造物の完成単位で33%となっております。

2ページ目をごらんください。

国道449号新本部大橋橋梁整備工事上部工A1からP2の工事概要について説明いたします。

今回の工事は、橋台A1から橋脚P1、橋脚P1から橋脚P2までの、2径間の上部工となる延長114メートルの鋼床版箱桁を製作し、クローラクレーンベント架設工法—クローラクレーンはキャタピラのついたクレーンで、ベント

とは桁を支える仮の支柱のことであり、これを組み合わせた工法により、架設する工事であります。工事期間としては、議会で議決のあった翌日から平成27年3月10日までの約14カ月を予定しております。今回の工事は、鋼床版箱桁の製作及び架設であるため、入札参加資格要件として、代表者においては、当該工事と同種工事である鋼床版箱桁の製作及び架設を元請として施工した実績を求め、沖縄県内に建設業法に基づく本店または営業所がある鋼構造物工事業の登録企業としました。また、構成員においては、沖縄県内に建設業法に基づく本店がある鋼構造物工事業登録企業のうち、土木一式工事業の特Aとして登録されている企業を要件とし、自主結成方式による2社共同企業体とした一般競争入札方式としました。

3ページ目をごらんください。

こちらは、落札者を決定した総合評価落札方式に関する評価調書であります。下段の総合評価結果の欄をごらんください。

縦に企業を表示しております。4つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術点を横に並べて記載しております。同点となった上位2共同企業体による電子くじの結果、JFEエンジニアリング株式会社、株式会社國場組による特定建設工事共同企業体を落札者とし、税込み価格で、7億2792万円で仮契約を締結しているところであります。

説明は以上であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 今回の工事の中で、説明の欄で耐震補強及び補修工事を行うとなっておりますが、どういう工法か詳しく説明していただけますか。

○仲村守道路街路課長 耐震補強及び補修をする部分につきましては、既設の橋梁の耐震補強—具体的には橋脚を巻立てをしてみたり、上部工に当たっては落橋防止構造にするという工事を予定しております。

○具志堅透委員 次のクローラクレーンベント架設工法はどのような工法ですか。

○仲村守道路街路課長 先ほど少し触れましたが、クローラクレーンとはキャタピラーがついたクレーンです。それを現場に配置します。ほかにはトラッククレーンというタイヤがついたクレーンがありますが、それとは別のクローラクレーンを現場に配置します。

○具志堅透委員 クレーンでつって、ということですか。

○仲村守道路街路課長 そのとおりです。クレーンでつりますが、橋長が114メートルのうち、主管が46メートルと63メートルございますので、これだけ長いものはなかなかつれる機械がないので、約6メートルから12メートルのスパンに割ったものを架設していきます。6メートルから12メートルのスパンの桁を架設する際に支えが必要ですので、その支えをベントと呼んでいます。

○具志堅透委員 既存の部分の横に新しくつくるわけですが、中央の部分のつなぎといいますか、中央分離帯のような、今は欄干がありますが、それをとって一つにするのか。それともそれはそのまま残して、別に2車線を完全に分離した形でやるのか、その辺を教えてください。

○仲村守道路街路課長 後者のほうです。隣に新しい橋を架けて、その間は隙があります。当然、転落防止柵はつきます。

○具志堅透委員 歩道が両方に2つともつくという、今と同じものが隣にできるという解釈でいいですか。

○仲村守道路街路課長 現在の橋は海手側に歩道がつきます。新しい橋は陸側に歩道がつきます。真ん中には歩道はありません。

○具志堅透委員 歩道の大きさは。

○仲村守道路街路課長 新橋は陸側に2.5メートル、現在ある橋梁はそのまま1.7メートルの幅員の歩道が海手側にあります。

○具志堅透委員 わかりました。つなぎ部分、A1の部分から本部警察署、西側に向けての工事ですが、地元から中央分離帯の件でかなり要請があると思いますが、その辺の設計はどのようにしますか。

○仲村守道路街路課長 中央分離帯につきましては、議員のおっしゃるように、地元からは設置しないでほしいという要望があります。しかし、道路構造令の中では4車線の場合できるだけ中央分離帯を設置しなさいということもあり、さらにこれまで設置した部分の事故の発生率を調査したところ、中央分離帯を設置した場合としない場合で事故の発生率が2倍ほど違うという結果も出ていますので、基本的には中央分離帯を設置するという事で説明を繰り返しております。さらに、右折する場所として中央分離帯を切る部分がありますが、そういう箇所についても、市町村道に取りつく部分に限定して中央分離帯をあけて、交差点とする計画としております。

○具志堅透委員 今の説明は前から繰り返していることですが、ちなみにその設計速度はどれくらいですか。

○仲村守道路街路課長 この区間の設計速度は60キロメートルです。

○具志堅透委員 60キロメートルはわかります。その区間だけはもっと速度を押さえてほしいという話はないですか。

○仲村守道路街路課長 現場からはそういう声は聞いておりませんが、道路交通法の中の制限速度の設定は可能です。

○具志堅透委員 この地区は本部町においても割と商業地域で、そのために中央分離帯で分離されると非常に商業、営業活動にも支障を来すので、中央分離帯を外してほしいと強い要望があると思います。事故の云々に関しては、地元大浜区からは40キロメートル制限にしてほしいと。そうすることによって事故も防げるのではないかという話がありますが、その辺のところは可能ですか。

○仲村守道路街路課長 もちろん制限速度が40キロメートル程度に制限された場合には一定程度の効果はあると思いますが、やはり右折する車両が直進車妨害をしてみたりとか、そういうことはなくなりませんので、効果は限定的だと

考えております。

**○具志堅透委員** 皆さんは理由によく警察の話を出しますが、決して警察は制限をかけてないと聞いています。調整の中で警察の許可が必要だという話がありますが、決してそうではなく、ですね。ですから結論的に言うと、中央分離帯を外せるような努力、あるいは全面的に外せなくてもかなりの部分というか、商業活動に支障を来さないような道路整備をしていただきたいと。その辺はいかがですか。

**○當銘健一郎土木建築部長** 地元からは委員の今の発言のようにいろいろな提案があつて、中央分離帯があるといろいろな活動に支障を来すと。ただ安全性を考えますと、どうしても中央分離帯が必要でしょうし、安全性という意味では、制限速度を40キロメートルに落とすこともあると思いますが、そうすると通過交通としてはかなり時間がかかるということもあります。限定的に制限速度を落としたとしても実際に守られるかどうかという問題もあるので、かなり難しい問題です。やはり地元ともう少しきちんと話し合いをして、全部の中央分離帯を外すことは難しいと思いますので、地元の御要望のあるところについて安全性を見ながら中央分離帯を切ることも含めて考えさせていただきたいと思ひます。

**○具志堅透委員** 40キロメートル制限が守られるかどうか、それは守ってもらわないと困ります。あとは通過時間の云々といいますが、我々としては素通りさせたくないわけです。道路を4車線にして、速度が速くなって、通過時間が早くなるという利便性はわかりますが、地元としてはどうしてもそこに観光客等を一旦とめたい、そして商業活動をしたいということが地元の強い要望であり、目指すところです。ですから4車線にして、便利にして、海洋博記念公園に行った観光客が素通りで名護市や那覇市に行くことは我々は望んでいません。そういうことも加味しながら、土木建築部長が言った地元との調整をしながら地元の意見を組み入れられるような努力をしていただきたいと思ひます。

**○當銘健一郎土木建築部長** 御指摘のとおり、やはり地元の理解と協力を得ながら進めないと事業自体もできないので、しっかりと地元との調整をしていきたいと思ひます。

**○中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 現在の本部大橋と新本部大橋ができたときに、車は今のよう  
にそれぞれが向き合っている車線なのか、それとも片方は行きだけの一方通行、  
片方は来る一方通行など、その辺はどうなのか。それぞれが一方通行になると  
中央分離帯はいらなくなりますね。

○仲村守道路街路課長 橋梁区間につきましては、海手側の2車線が海洋博記  
念公園側に向かうこととなります。新しい2車線は名護市方面に向かう2車線  
となります。その橋梁区間は中央分離帯の議論をしているところではありませ  
ん。さらに進んで本部警察署に向かう区間が、中央分離帯の設置について地元  
と調整している区間です。

○新里米吉委員 もう一つ、皆さんが使っている用語がわかりません。現在の  
橋梁の補修工事ですが、その説明の言葉の意味がわかりません。わかりやすく  
言えば、橋脚を太くするのですか。太くしながら耐震の強化をするのですか。

○仲村守道路街路課長 そのとおりです。太くする際にはコンクリートを巻立  
てる場合もありますが、鉄の板を巻立てるような工法もあります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 入札に参加する業者の資格要件は、ここに出されている中身  
だけですか。資料2-3の3ページ目に、総合評価落札方式に関する評価調査  
とありますが。

○仲村守道路街路課長 資格要件としては評価書には記載しておりません。資  
格要件を挙げますと、まず例えば、県の建設工事入札参加資格を持っている企  
業であるとか、JVの代表社に必要な資格としては、施工延長100メートル以  
上の鋼床版箱桁を製作、架設した橋梁工事の施工実績を有するとか、鋼道路橋  
の上部工を自社工場で作製、架設した橋梁工事の施工実績を有するといったこ  
とを代表社に求めております。これは代表的な部分を挙げました。

○嘉陽宗儀委員 大型公共工事入札に参加するときに総合評価方式で一あれば

8億円以上は100点ないといけないというのは、沖縄総合事務局で割り振りしていませんか。総合評価方式で点数が何点以上なければ大型公共工事に入札参加資格がないということがあり、県内業者が締め出されています。

○仲村守道路街路課長 委員がおっしゃるのは、経営事項審査のことだと思います。この工事については、鋼構造物工事の経営事項審査で総合評定点が990点以上という条件をつけております。

○嘉陽宗儀委員 何が何点とトータル積算方式での点数になっていますね。例えば、従業員が何名とか、資金力が幾らとか。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、経営事項審査の内容について確認があった。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 前に資料をもらいましたが、今なくしてしまったので、改めて聞いています。前に問題にしたのは、いわゆる大型公共工事がほとんどJVになっていて、本土の大企業がとっているの、我々は沖縄総合事務局に申し入れに行きました。1200点以上を下げなさいと。結局は1000点くらいに下がりました。前は株式会社國場組も1200点以上ないので、これでは県内業者がとれないのではないかとということで下げて、1000点までにしたら67社ぐらいの県内業者が入札参加できるようになったということまでは記憶にあるのですが、これは今も同じように続いていますか。要するに、沖縄県内業者が受注できるような仕組みをどうするかということが気になっています。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當銘土木建築部長から、例えば那覇空港滑走路増設事業など、WTO政府調達協定対象の工事は別であるが、それ以外は県内業者が参加できるように沖縄総合事務局へ強く働きかけ、それは実現している旨の説明がなされた。)

○中川京貴委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これは国の公共工事の場合はそのようになっていたので、県の責任問題ではないのですが、少なくとも国にも申し入れをして、できるだけ県内業者が参加しやすい条件にしてほしいという要望を皆さんは出すべきだと思いますが、どうですか。

○當銘健一郎土木建築部長 定期的に国の発注機関—沖縄総合事務局や沖縄防衛局に対しては、まず県内業者が受注しやすいような仕組みをつくってほしいということで、県内企業に優先発注についての要請をしております。これはこれからもずっと続けていきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 もう一つ、今トラブルが多くて聞きたいのは、県から公共工事を受注した元請業者がそのまま仕事をすればいいのに、これを2段階、3段階に分けて下請、孫請、孫々請にまで仕事が行って、実際に仕事した人たちの人件費が払えないというトラブルがよく起こりますが、この実態はつかんでいますか。

○當銘健一郎土木建築部長 具体的なトラブルの内容については担当課に話がかよっているのかもしれませんが、労務単価などについて、県の発注する公共工事では毎年定期的に調査しておりますので、きちんと支払われていることは確認した上で、次年度の単価にも反映させる措置をとっています。

○嘉陽宗儀委員 具体的なトラブルをここで言う必要はありません。ただ工事代金をもらえないのはなぜかと調べると、結局は資金力がない業者が受けていると。それぞれの担当に資金力はいつの時点でのものかと聞くと、3年前のものであるということがあり、その3年の間に経済変動があり、実際には金がないのに仕事を受けて、実際に仕事はよそに回しているが現場で仕事をしている人に支払えないということがあります。皆さんはそういう経済指標を見る場合でも、いつの時点での資金力かということを含めて、本当に公共工事を行ったために被害者が出るような事態があるので、皆さんがしっかりとやれば解決できることが多いと思いますので、そういう努力をしてください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 資料2-3の3ページに価格以外の評価結果があります。施工計画の中の施工上の配慮で1位と2位で10点の差がありますが、これはどういうところですか。

○仲村守道路街路課長 あらかじめ設定したテーマに対して技術提案をレポートしていただきます。技術提案したレポートの中に、私たちが織り込んでほしい項目の数をあらかじめ準備しておきます。技術提案の中にあらかじめ工事に必要な技術的な大事な部分、技術的な要素が何項目含まれているかで判定をすることを決めておきました。10ポイントの企業は、私どもがこの工事に必要となる技術的に必要な要素として11項目を設定したうちの4項目しか盛り込まれていませんでした。もう一つの企業は20ポイントありますが、11項目中6項目のキーワード等の提案がありました。

○新垣清涼委員 今の説明の中で、工事の中でこれだけは配慮してほしいといえますか、入れてほしいということであれば、最初にこういうことが必要ですという形で—こういう部分にはこういう配慮が必要です、こういうところに気をつけてください—ということを入札するときに、工事のやり方として、施工の仕方として求めるべきではないですか。

○仲村守道路街路課長 求めるべき項目については、特記仕様書で明確に明記いたします。この総合評価の目的は技術力がどの程度高いかを評価するものですので、やはりこの企業の技術力を評価するためにあらかじめ提示してしまうと評価ができないので、そういうものは公表しておりません。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案から乙第14号議案の3件工事請負契約について審査を行います。

なお、ただいまの議案3件については、内容が関連することから説明及び質

疑は一括して行いますので、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの議案3件について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 乙第12号議案から第14号議案につきましては関連いたしますので、一括して御説明申し上げます。

資料1の7ページをごらんください。

乙第12号議案は、国際物流拠点施設新築工事建築1工区の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。契約金額は7億9161万5160円で、契約の相手方は、株式会社米正建設、株式会社尚輪興建、有限会社盛重機土木の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

当該工事は、那覇空港に近接した国際物流拠点施設整備における建築工事の1工区であり、施工部分の主な用途は各階及び屋上へ車両が進入するための車路であります。

8ページをお開きください。

乙第13号議案は、国際物流拠点施設新築工事建築2工区の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額は14億3100万円で、契約の相手方は、株式会社國場組、株式会社ニシダ工業、株式会社野里組の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

当該工事は、那覇空港に近接した国際物流拠点施設整備における建築工事の2工区であり、施工部分の主な用途は倉庫であります。

9ページをごらんください。

乙第14号議案は、国際物流拠点施設新築工事建築3工区の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額は11億4998万4000円で、契約の相手方は、株式会社屋部土建、有限会社明城建設、株式会社鏡原組の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

当該工事は、那覇空港に近接した国際物流拠点施設整備における建築工事の3工区であり、施工部分の主な用途は倉庫及び事務所であります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○豊岡正広施設建築課長 お手元に配付しております資料2-4で、乙12号から14号議案工事請負契約（国際物流拠点施設新築工事建築1工区から3工区）について御説明いたします。

1 ページ目をごらんください。

今回の計画地の位置ですが、写真中央付近に建物の完成予想のパース（姿図）を示し、国際物流拠点施設と表示してありますが、この位置は那覇空港や那覇空港貨物ターミナルビル等に車で3分程度と近接しており、隣は旧自由貿易地域、現国際物流拠点産業集積地域那覇地区となっております。

次に、2 ページ目をごらんください。

事業の目的としましては、同施設を整備し、臨空・臨港型の産業を集積を図ることにより、那覇空港を基軸とする国際物流拠点の形成を目指すもので、商工労働部の沖縄振興特別推進交付金、いわゆるソフト交付金を活用した事業で、土木建築部が予算の分任を受けて、工事等の事業を執行するものであります。それから2ページ、3ページですが、建築物の1階から5階までの平面図、屋上平面図等を載せております。建物の概要としましては、鉄筋コンクリート造5階建て、延べ面積が約2万6000平方メートル、主なる用途は1階から5階までが倉庫で、屋上が駐車場となっており、その倉庫につながる車両用のスロープ及び管理のための事務所等で構成されております。発注単位としましては、分離分割発注の観点から、左側のスロープ部分を建築1工区、それから倉庫部分、緑色の部分を2つに分け、それぞれ、建築2工区、建築3工区としてございます。

3 ページ目をごらんください。

3 ページ目の上の欄に、今回の議案である乙12号から乙14号議案ごとの、工事名、契約の相手方、契約金額を表で示してございます。それから今回は、総合評価方式一般競争入札を実施しており、入札に当たっては、代表者及び構成員（1）、構成員（2）の3社で構成する特定建設工事共同企業体を参加要件としており、代表者及び構成員（1）については、県内に建設業法に基づく本店があり、かつ、県に建築工事業の特A級として登録されていること、構成員（2）については、南部土木事務所管内に建設業法に基づく本店があり、かつ、A等級として登録されていることを要件としております。

4 ページ目をごらんください。

4 ページから6 ページまでは工事ごとの評価調書を載せてありますが、例えば、4 ページの国際物流拠点施設新築工事建築1工区について説明いたしますと、上から3つ目の表価格以外の評価結果と表記されておりますが、その部分は技術評価点として、各項目の得点を合算し合計点の高い順に上から並べて

あります。また、下の表は総合評価結果と表記してありますが、入札金額の低い順に並べてあり、評価値としては、技術評価点を入札金額で割った値の一番高い—この場合は、2.3139となっております株式会社米正建設、株式会社尚輪興建、有限会社盛重機土木の特定建設工事共同企業体を落札者としております。

次に、5ページ、6ページについても、同様な手順で落札者を決定しております。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いたします

**○中川京貴委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案から乙第14号議案までの3件に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

**○奥平一夫委員** 落札をどうするかという話とは別に、この事業は待ちに待った大変重要な事業だと思います。この図を見ても、いかに国際物流拠点が次々にでき上がっていくかということがよくわかります。そこで今回の新築工事に関連して、どれくらいの企業が—どういった事業主体がこの国際物流拠点に入ってこようとしているか教えてください。

**○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長** 入居する企業につきましては、いろいろと誘致活動といたしますか、PRしている途中です。誘致したい企業としては、電子機器類のパーツセンターやリペアセンター、修理等です。またアジア向けのインターネット、Eコマースの製品のストックセンターなどで活用する企業を想定しております。

**○奥平一夫委員** 何社くらいというめどはありますか。

**○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長** 規模等は5社程度の施設入居、企業の要望がありましたら1棟借りでもいいです。

**○奥平一夫委員** この施設が完成して、そういう企業が入居してくることによ

って、沖縄の物流産業はどのように展開するという予測は考えていますか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 本県の新しい沖縄21世紀ビジョン基本計画では、国際物流拠点施設を整備して、本県の国際物流機能を高めて臨空・臨港型産業の集積を図っていくということを主要な施策に位置づけております。この施設についても臨空・臨港型産業の集積に非常に資するものと考えています。

○奥平一夫委員 平たく言えば、この施設を通して臨空・臨港型産業で沖縄県の経済がどのように変わっていくのか、どういうことを目指していますか。沖縄県の経済にどういう効果がありますか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 近年、東アジアの経済発展が非常に目まぐるしいものがあります。沖縄は地理的に東アジアに近いと。近年、那覇空港の国際貨物ハブも始まっております。その位置や機能などを活用してアジアの経済成長を沖縄に取り込んで、沖縄の経済を発展させていけたらと考えております。

○奥平一夫委員 雇用はどれくらいを目標にしていますか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 入居企業は5社程度、1社16名として、80名程度を想定しています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 この写真を見ると、周辺の建物と比べても相当大規模な倉庫になると思います。これだけの倉庫をつくるということは、それだけの需要があると。それだけを見通せるということがあってのことだと思いますが、いかがですか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 県外で誘致活動をしておりまして、建物が建築できたら入居したいという前向きな企業も数社あります。

○新里米吉委員 現時点でそこを完全に埋めるという見通しではないが、数社

あるので、今後の沖縄を拠点とした航空貨物のハブ機能を利用する企業がふえていくという見通しを持って、この規模のものをつくるということですか。将来展望を見てのこの規模ですか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 そのとおりです。

○新里米吉委員 現時点だけではなくて、今後さらにふえていくであろうと。何しろ5階建てですから相当な大きさもありますし。沖縄でものをつくってそこから運ぶというよりも、企業としての本体は県外にあるが、沖縄にもものを運んできて、ANAなどを中心とした沖縄の貨物ハブ機能を利用して、アジア地域に展開していくという考え方ですよ。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 そのとおりです。

○新里米吉委員 第1工区は車路になっていますが、屋上に駐車場があるのでそこに上るためのものですか。

○豊岡正広施設建築課長 1階から5階が倉庫ということで、倉庫に入っていく車路でもあり、かつ、屋上にもつながっています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金城勉委員。

○金城勉委員 仕組みを伺いたいと思います。この事業の計画は商工労働部、事業執行は土木建築部と理解していいですか。

○豊岡正広施設建築課長 そのとおりです。商工労働部で事業化しまして、こういった設計あるいは工事等については土木建築部で分任という形で一予算を受けて事業執行をすることにしております。

○金城勉委員 その事業計画をするに当たっては、市場調査や将来予測、業種の適性などは、商工労働部が企画、検討して、こういう事業を執行したいということで、今に至っているわけですか。

○豊岡正広施設建築課長 そのとおりです。事業のソフト面については商工労働

働部で所管しております。

○金城勉委員 市場調査や需要調査や今後の見通しは、商工労働部のほうできちんとめどをつけて、その需要も当然見込めると。より具体的に—このような事業を立ち上げたときにどういう業種が応えられると。30億円余りの投資をして事業展開するということは、こういうところまで見通しが立たないとなかなかできないですよ。その辺のところはいかがですか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 需要調査につきましては、平成23年度に企業誘致戦略構築業務調査ということで、物流関係の企業がどのくらい沖縄県内に来る必要があるかということ企画部で調査しております。それに基づいて規模等も、この規模になっております。

○金城勉委員 具体的に応募企業が見えるところまでの詰めができていますかどうかは、企画部や商工労働部に聞いたほうが早いのですが、そういう情報は皆さんのところに届いていますか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 企業の誘致—企業を立地させることは商工労働部の事業です。今、商工労働部内に国際物流推進課があり、連携しながら県外、国外の企業に当たって誘致に努めております。

○金城勉委員 国外はどのようなところがありますか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 国外につきましては、国際物流推進課の出先といいますか、海外事務所があり、そちらと連携しながらやっています。

○金城勉委員 具体的な国はどこですか。

○平田厚雄企業立地推進課立地環境整備班長 香港にある物流関係の企業などと話しています。まだ具体的に沖縄に立地できるかというところまではいってないようですが、話を続けているところです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 入札資格の構成員要件についてお聞きします。構成員2については南部土木事務所管内に本店があることと書いていますが、なぜそのように分けるのですか。

○豊岡正広施設建築課長 今回の工事は割と規模の大きい工事として、3社の共同企業体を参加要件にしております。代表社と構成員1については特Aということで県内に本店を有すると。やはり特Aだけではなくて、その下のA等級についても、地域が南部土木事務所管内ですので、南部土木事務所管内に本店のあるAランクの企業も入れるという考え方に基づいて、そういう要件を設定しています。

○桑江朝千夫委員 A以下のクラスは、なかなか大きいものは参加資格がありません。大きいチャンスはなかなかありません。しかし、この工事は全県的なものです。代表社と構成員1に該当しない企業が多いです。先ほどの宜野湾市の浄化センターなどは、いわゆる負担金を出している市町村があります。先ほどのものは特殊なものだから、そういう縛りがあることはわかります。この工事で、構成員2について南部土木事務所管内ということに納得いきません。この根拠は何ですか。

○當銘健一郎土木建築部長 通常から特A業者は、県内の地域性なしに全県的に活動できるということで、指名でも、あるいはこういった一般競争入札総合評価でも扱っています。A業者は普段から一土木事務所で発注する場合でも、地域要件を勘案して発注しているというところで、今回も南部土木事務所管内ということにしております。

○桑江朝千夫委員 根拠は何ですか。

○當銘健一郎土木建築部長 A業者を全県的にという声もありますが、いろいろな市町村からは、この市町村の工事をなぜ別の市町村の業者がとるのかという声もあります。両方を考えてバランスをとっていかないといけません。場所によっては全て指名競争入札にして、その地域の業者だけ指名してほしいというかなり強い声もありますので、委員からの提案は一つの提案として承りますが、別の考え方もいろいろとありますので、いろいろと考えさせていただきたいと思います。

○桑江朝千夫委員 今後、那覇空港の第2滑走路についても、多くの企業体でつくる構成員の中にはその縛りをつくるわけですか。

○當銘健一郎土木建築部長 那覇空港の第2滑走路については、沖縄総合事務局発注の工事になりますが、地域要件にかかわらず県内業者の受注をふやしてほしいという要請をしているところです。

○桑江朝千夫委員 県の発注でも3工区に分けられて、しかも1工区自体が10億円以上と相当大きなチャンス。これは特A級以外ではなかなかありません。それから見ると、全県に広げたほうがいいと思っています。管内に限ってくれという要望は業者自体からありますか。

○當銘健一郎土木建築部長 業者からの要望は特段聞いておりません。一般社団法人沖縄県建設業協会とは常日ごろから意見交換会をやっていますが、そういった声は特に聞いておりません。私が先ほど申し上げましたことは、地元の市町村から、地元の市町村で工事をやるのであれば、やはり地元市町村の業者を優先的にやっていただきたいという強い声があるということで申し上げました。

○桑江朝千夫委員 事業着手はいつですか。

○豊岡正広施設建築課長 仮契約を交わしておりますが、議会議決の日から420日間を工期にしております。議決を得られ次第、速やかに着手ということです。

○桑江朝千夫委員 工期の件ですが、この工期は再三、型枠工がないとか、工事のおくれ一前にも答弁していますが、工期は今まで以上に一何点何倍もの工期にしていると。420日間という工期はそれに当てはまっているわけですね。

○豊岡正広施設建築課長 工期につきましては、通常こういった規模、回数、工法等も勘案して定めていまして、昨今の建設業の状況を特に反映した形にはなっておりません。ただ本格的に工事が始まるのは4月以降一要するに杭等があり、型枠や鉄筋は4月以降に本格的に始まるということで、そのころまでには今の下請の職人が不足している事態が改善されたらいいかと考えているとこ

ろです。

○桑江朝千夫委員 工期は設定していますよね。

○豊岡正広施設建築課長 工期については420日ということで、約14カ月間という設定がされます。

○桑江朝千夫委員 建設業会の現状一型枠工がないため工事が相当おくれている。県はそれに配慮して、今後の公共事業の工期は見直して相当に緩やかに延ばしたと聞いています。それに合わせてやっている工期ですか。

○豊岡正広施設建築課長 そういうものは今回反映されておられません。

○桑江朝千夫委員 なぜですか。

○豊岡正広施設建築課長 先ほど申し上げたとおり、建物の規模、回数等を勘案して設定した工期です。14カ月という長い工期で、来年度一平成26年度いっぱいので、主要な型枠や鉄筋はその段階では改善されているであろうと考えております。

○桑江朝千夫委員 非常におかしいと思います。議会が終わって発注する中で、この間工期の見直しをしたと言いながら、この工事は違うということが解せませんが、以上で終わります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 資料2-4の1ページに全体図というか、景観が出ていますが、屋上への駐車台数は61台ですよね。地上で36台というのは手前のグリーンのほうでいいですか。

○豊岡正広施設建築課長 そのとおりです。2ページの一番上の平面図の左側に1階部分の駐車場、そこで36台。屋上部分で61台。計97台です。

○新垣清涼委員 植栽といいますか、敷地内の緑化はどのように考えてますか。

○豊岡正広施設建築課長 今後、工事がある程度進んだ段階で、状況も配慮しながら、植栽は時期をずらして分離発注する予定です。

○新垣清涼委員 建物が完成しないと敷地の整備はできないと思いますが、ぜひ緑化をしっかりとやっていただきたいと思います。あと1点、雨水の利活用についてはどのようなになっていますか。

○豊岡正広施設建築課長 再生水を利用するという考え方で調整を進めております。

○新垣清涼委員 そういう設備を一緒につけるということで理解していいですか。

○豊岡正広施設建築課長 そのとおりです。

○新垣清涼委員 雨水は利用しないということですか。

○豊岡正広施設建築課長 そのとおりです。

○新垣清涼委員 これからはこういう公共施設一官がやる建物ですから、沖縄の場合は、そこで使う雑用水ぐらいは一再生水も確かに大事だと思います。せっかく落ちる雨水を敷地内に浸透させることも大事ですが、やはりそれを活用することでぜひ考えていただきたいと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案から乙第14号議案までの3件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第15号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の10ページをごらんください。

乙第15号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について御説明申し上げます。

本議案は、平成24年第8回沖縄県議会乙第26号議案をもって議決された儀間ダム本体建設工事の工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

契約金額37億4115万円を1億2012万円増額し、38億6127万円と変更するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○徳田勲河川課長 乙第15号議案儀間ダム本体建設工事の請負契約における議決内容の一部変更について、詳細を御説明いたします。

まず、事業の概要について説明いたします。

お手元の配付資料2-5の資料2ページをお開き願います。

儀間川総合開発事業は、久米島町儀間地内に、儀間川の洪水調節、新規水道用水の開発及び河川環境の保全を目的とした儀間ダムを建設するものであります。儀間川総合開発事業の進捗状況は、平成24年度末で事業費ベースで約93%となっております。

次に、正面のパネルで説明いたします。

ダムの型式は、堤体を土で構築するアースフィルダムとなっております。

ダムの規模は、ダムの高さが24.5メートル、堤体の延長が539メートル、総貯水容量が57万5000立方メートル、有効貯水容量が54万5000立方メートルとなっております。

工事現場の状況を説明いたします。

上の写真は、儀間ダム本体建設工事の着手前の航空写真であります。写真中央の池は、かんがい用水や水道用水等の確保のための、既設の儀間池であります。下の写真は、ことし10月に撮影した航空写真であります。儀間ダム堤体が、概成しております。写真左側に取水塔及び洪水吐きが位置し、写真右側にダム

管理棟が完成しております。上の写真は、ことし10月にダム堤体下流側から堤体を撮影した写真であります。ダム堤体表面の灰色の部分は、堤体表面を保護するための被覆石であります。下は、儀間ダムの完成予想図であります。

次に、お手元の資料で説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

儀間ダム本体建設工事の概要を御説明いたします。

今回、改定契約を行う儀間ダム本体建設工事は、平成19年第4回沖縄県議会定例会で工事請負契約が議決され、清水建設株式会社、金秀建設株式会社、株式会社宮城組の特定建設工事共同企業体が、平成19年12月19日から工事に着手しているものであります。その後、平成24年第8回沖縄県議会定例会乙第26号を持って議決された37億4115万円の契約金額を、今回1億2012万円増額し38億6127万円と変更するものであります。

次に、資料の4ページをお開きください。

今回、増額の改定契約が必要となった主な理由の1つ目は、濁水処理費用の増額であります。当初契約の工期1461日が、天候不良等により800日間延長し2261日となったため、濁水処理費用が増額となるものであります。2つ目は、工事数量の増です。1、堤体盛立て材料を採取した後の材料山等で、裸地対策として法面保護工が必要となった。2、堅固な地盤が想定よりも低かったため堤体基礎面が低くなり、堤体上下流の法面保護工の施工範囲が増大した。3、堤体盛立て材料を採取した後の材料山で、深くくぼみとなっている危険箇所の復旧、埋め戻しが必要となった。以上の理由等で、工事数量が増となるものであります。

説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第15号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 単純な疑問ですが、今の資料2—5の4ページの(1)濁水処理費用の増額のところです。天候不良等により800日間延長とありますが、800日間の延長はすごい日数です。そんなに天候不良があったとは思えないの

ですが。800日間延長する主な理由が天候不良と言われると疑問を持ってしまいます。天候不良はそんなにありましたか、2年分ですよ。

○徳田勲河川課長 ちょうどダム本体を発注したころから多雨期といいますか、雨の多い年が連続して続きました。今回のダムの工事は先ほど説明したようにアースフィルダムということで、土を盛り立てて工事を行う工事です。このため、1日雨が降ると3日間は土がさわれないという形で、雨に相当左右されるということがあります。雨の多い年が2年、3年続いたということで、こういう状況になっています。

○新里米吉委員 まだ十分に理解できません。1日雨が降ると3日間はどうしても、3分の1にしても二百何十日になるので、そんなに雨が毎日続いたという、平年よりも多かったと思えないので疑問があります。

もう一つは、久米島総体としての水の使用量からして、儀間ダムが完成すると将来的にもこれで大体大丈夫と言えますか。県全体で言えば、億首ダムができれば大体大丈夫と言えるように、久米島はどうかのですか。

○徳田勲河川課長 儀間ダムができると新規の水道用水が確保されます。その中で、旧仲里村の範囲の水道用水を儀間ダムで確保しています。久米島全部ではないですが、儀間ダムの範囲の旧仲里村の区域については大丈夫だと考えております。

○新里米吉委員 この儀間ダムができて、久米島総体として一特に旧具志川村地域などは水の安定供給がまだできないという見通しですか。

○徳田勲河川課長 旧具志川村地域につきましては、水が豊富といいますか、地下水とか水が豊富でして、儀間流域については以前から水不足が発生していたと。旧具志川村地区については、もともとそこまで水の渇水の状況はなかったと。例を挙げますと、今回の春ごろに雨が1カ月、2カ月降らなかった時期には、旧具志川村地域のほうから緊急的に水を融通してもらったということもあります。

○新里米吉委員 今の話からすると、新たにダムをつくらなくても旧具志川村地域は大丈夫と聞こえます。むしろ向こうからもらうくらいだから。旧具志川村地域は大丈夫で、大丈夫ではなかった旧仲里村地域に儀間ダムをつくって、

これで旧仲里村地域も水は大体安心して安定供給ができるとなると、2つの村しかなかったのだから、2つ大丈夫ということは全部大丈夫ということですね。

○徳田勲河川課長 そのとおりです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 儀間ダムの工事は、島である久米島町にとって、特に土木業者にとってはすごく有益な工事だったと思います。これもそろそろ終わると思います。以前、久米島町から久米島町にかかわる工事をできるだけ町内業者を使ってほしいということがありました。これは大きい工事ですが、下請をやってどの程度満足のいくような形で地元の業者がかかわれたかということと、もう一点、この大きな工事がやがて終わると、その次に地元の関連業者の方々が取り組めるような工事が久米島にありますか。

○徳田勲河川課長 儀間ダムの件数で言いますと、平成25年8月時点で工事件数が大小含めて35件発注しています。島内の業者に22件発注しております。件数で言えば71%は地元の業者に発注している状況です。あと、タイ原ダムが中止ということで、儀間川総合開発事業の中で儀間ダムは完成していますが、タイ原ダムは中止と。そのかわり下流の謝名堂川の河川改修を引き続き行うということで考えています。

○新垣安弘委員 謝名堂川の河川改修事業は、矢板を入れていくような工事ですか。総額幾らくらいの工事ですか。

○徳田勲河川課長 現在、謝名堂川の治水のために河川整備計画を今年度策定している最中です。ですから、はっきりと幾らという金額は手元に資料がありませんが、十何億円、二十何億円の大台になろうかと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第15号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の11ページをごらんください。

乙第18号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。

金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者については、土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、株式会社T・K企画を候補者として選定しております。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○上江洲安俊海岸防災課長 お手元の資料2-6、乙第18号議案指定管理者の指定について金武湾港宇堅海浜公園で御説明いたします。

1ページをお開きください。

1の対象施設は金武湾港宇堅海浜公園であります。

2の施設概要は、駐車場が252台、砂浜延長が450メートル、中央更衣室棟、南側更衣室棟、休憩所等となっております。

次に、2ページをお開きください。

3の選定方法について御説明いたします。

公募により指定管理者の募集を行ったところ、2団体から応募がありました。

沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において、選定基準に基づく書類審査、ヒアリングなどの内容を加味した総合評価方式による評価を行い、最も評価が高い申請者を指定管理者候補者として選定いたしました。(3)の選定基準等については、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例により規定されており、基準ごとの配点は沖縄県土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会において決定されました。審査基準1の事業計画書に沿った管理を安定して行える物的及び人的能力を最重点項目として35点の配点とし、その他の項目はごらんのとおりの配点としており、合計100点としております。

次に、4の選定結果について御説明いたします。

(1)の申請団体は表記の2団体であります。(2)の評価点数は、各点数

が委員 5 名の合計となっており、株式会社 T・K 企画が 500 点満点中 414 点で第 1 位となっておりです。

次に、5 の指定管理者及び 6 の選定理由について御説明いたします。

事業計画書等が施設の管理を安定して行う上で十分な内容であり、委員会における評価も第 1 位であることから、最も適切に施設の管理を行うことができると認められたため、株式会社 T・K 企画を候補者として選定しております。

なお、これまでの指定管理者の指定状況は、第 1 期がうるま市、第 2 期が特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会、第 3 期が株式会社 T・K 企画となっております。

以上で、乙第 18 号議案の指定管理者の指定についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第 18 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 資料 2—6 の 1 ページの金武湾宇堅海浜公園の管理ですが、向こうは浜に入るときに入園料を取りますか。

○上江洲安俊海岸防災課長 駐車料金とシャワー代金を取っております。

○嘉陽宗儀委員 砂浜を囲って民間企業が有料にする法的根拠は何ですか。

○上江洲安俊海岸防災課長 入園料自体は取っておりません。運営のために駐車料金とシャワー代金を徴収して、自主運営という形になっています。

○嘉陽宗儀委員 現場に行ったことありますか。

○上江洲安俊海岸防災課長 はい。

○嘉陽宗儀委員 そうなっていますか。

○上江洲安俊海岸防災課長 現場には何回か行ったことがあります。

○嘉陽宗儀委員 私が行ったときには請求されました。

○中川京貴委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員から過去に入園料を徴収された件について調べておいてほしい旨の要望がなされた。)

○中川京貴委員長 再開いたします。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 指定管理にする理由は何ですか。

○上江洲安俊海岸防災課長 平成15年度に地方自治法の改正によりまして、指定管理制度が創設されております。民間活力の導入ということで、海水浴場としての機能増大、利用者の利便性のさらなる向上を目指して、平成17年度から指定管理にしております。

○嘉陽宗儀委員 指定管理制度の導入についての経過からいけばそういうことですが、平成22年12月28日に総務省が全国自治体と議会宛てに通知を出しています。地方公共団体においてさまざまな取り組みがなされた中で、留意するべき点も明らかになってきたと。この中身を知っていますか。

手元に資料がなくても通知の内容は知っていますか。総務省が各都道府県、議会にも通知を出していますが、その中身は知っていますか。

○上江洲安俊海岸防災課長 平成22年12月28日に通知があることは知っております。指定管理制度を導入して多様化する住民ニーズの効果的、効率的な対応について適切な運用に努めることが通知にございます。

○嘉陽宗儀委員 反省するべき点がかなり出てきたということで、総務大臣の記者会見で、指定管理についてコストをいかにカットするかというところに力点が置かれてきた。コストカットを目的として、結果として官製ワーキングプアというものを随分生んでしまっている。少し見直してもらいたいと発言している。指定管理制度によってコスト削減が優先されて、労働者の1年臨時職員

などへの有期雇用化と低賃金化が進み、自治体みずからワーキングプアを生み出していることへの見直しを求めています。総務省の調査で、指定管理の取り消しなど2100件に上ることが明らかになり、その2割は直営に戻されています。自治体の公的責任を放棄してきた指定管理者制度の弊害が出てきて、見直しが全国的に広がっていますという文書ですが、土木建築部長はどう思いますか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 平成17年度から県では指定管理者制度を導入しております。導入に当たっては、導入してみないとわからない実態があるわけです。今、委員が平成22年の通知について読まれたことについては、やはり実態としてそのような問題点が出てきたと。それについては、やはり適宜改善をしていくべきだろうと考えております。

○**嘉陽宗儀委員** ちなみに、私が県の監査委員をしているときにこの講習会があり、すばらしい講演を直接聞いてきました。全国の都道府県でもかなり問題になっており、見直しをしようという機運でした。これを積極的に進めるということではなくて、この弊害については真摯に受けとめて、どう改善するか、今後どうするかは議論してほしいと思います。

○**當銘健一郎土木建築部長** やはりこういう仕組みというのは、その時々いろいろな社会状況にも左右される部分もございます。運用してみないとわからない部分もありますので、そういうものにつきましては課題や問題点を抽出して、いい方向に持っていくように検討していきたいと思います。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 今の総務省の通知のことについて聞きたいと思います。この通知が出たときに私は総務企画委員会にいたので、当時の総務部長はこれについては見直すと、総務省の通知どおりだと言っていました。やめるということだけではなくて、当時どうしても指定管理者を選ぶときに入札のようにやるので、働く人の賃金切り下げ競争のように一全国的にも沖縄もそういう雰囲気があったので、その悪弊が出てきて、皆さんも記憶していると思いますが、県外のある市のプール管理人がアルバイト生を雇ったら、そこで死亡事故が起きました。そういう問題が起きて、安ければいいという問題ではなくて、やはりきちんとした一例えば、プールの管理人であればアルバイト生ではなくてしっ

かりした人を、そういう知識を持った人でなければいけないとか。そういう基準の置き方が、金額の入札ではなくて、しっかりとしたものがなければいけません。そういうとことがきちんとできているかが問題になると思います。当時の兼島規総務部長のときに、そういう反省をしなくてはいけないと明確に言っていたので、この間も総務部の皆さんがいろいろと説明に来たときにそのことを言いましたが、県として三、四年前くらい前に総務部長はきちんとそういう発言をしたので、各部局に当然行ったと思います。中身が流されていると思いますので、そういう視点からいきますと、例えば資料2—6の2ページの選定基準、具体的にはそこにくると思います。まさに選定基準が軸にならないと。この中には入札のような金額は書いていないですが、そういったことから選定基準が生まれてきたのだらうと思います。この辺をきちんと説明できる人はいますか。担当課はそういうことを説明できますか。先ほどの嘉陽委員の質疑に対しては非常に曖昧なところがありました。本来であれば今言っている問題は、どこに来るかという選定のあり方の問題です。できたら直営がいい、直営というわけにはいかないというならば選定基準をどうするかと。総務省の見直しの話は入札の金の問題よりも選定基準に沿った、それで選定をしますというところだと思います。

**○當銘健一郎土木建築部長** 指定管理者を指定するに当たって、きちんとした管理ができるということが一番の主目的になります。ものによっては、委員のおっしゃるとおり、金額も提示してもらうこともあります。今回は、施設利用料金で賄いますので、指定管理者の自主的な努力で結構いろいろな収入が入ってくるということで、県から委託料金を出すわけではないので、その部分について当てはまらない部分があるかと思います。確かにおっしゃるとおり、県から委託料金を出す場合には労働者に対する賃金がどうなっているかということも気にかけてやっていくべきだろうと考えております。

**○新里米吉委員** この場合、海に関することだから一海浜ですから泳いでいる人がいます。その監視体制をどうするかとか、もしそこで事故があつて誰も見ていませんでしたということになれば、ますますこの指定管理が問題になります。そういうところを含めて選定するときの条件をきちんとしないと。今おっしゃるように金の問題ではないと、自分たちで営業もしていいと、ですから金の問題では選定しないと。まさしく選定条件の中にここに書いている内容とあわせて、泳いでいる人たちの管理、監視体制というのか、監視員のような人を置かないといけません。その辺を含めての条件をしっかりとしていくことが大

事だと思えます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 指定管理料が出ないということが先ほどの説明の中でわかりました。そこで、そのビーチの運用に関しては年間を通してやっているのですか。

○上江洲安俊海岸防災課長 基本的には冬場はやっておりません。

○具志堅透委員 その指定管理の選考ですが、これまでの指定管理者を見ますと、1期はうるま市、次は特定非営利活動法人金武湾を蘇生させる会。うるま市にあるということで、地元の業者、自治体に指定管理をさせたほうがより有益に活用できるのではないかと考えています。今の議案に上がっている株式会社T・K企画に物申すわけではないですが、この会社は那覇市ですが、地元からの応募はありませんでしたか。

○上江洲安俊海岸防災課長 地元からは出雲会館の応募がありました。

○具志堅透委員 地元から応募があったということで、厳正に審査して株式会社T・K企画に決まったということですが、地元のほうがより地元自治体との連携も含めてできるのではないかと考えています。その辺はどうですか。それこそ先ほどの評価方式ではないけれども、地元点のような加点があったり、ビーチの活用方法は当然扶助というか、サービスのものがあったり、地域のまちづくり的なものでも活用したいと地元自治体は思うはずなのです。そういう場合に地元との連携を図れる管理者のようなものがあってしかるべきだと思いますが、その辺のところは加味されなかったのでしょうか。

○上江洲安俊海岸防災課長 募集については広く応募を求めています。なかなか応募が少ない状況です。先ほどの地元という評価の仕方もあるかと思いますが、地元という評価の基準が項目として入っておりません。

○具志堅透委員 今入っていないことはわかります。ですから、このような結果になっていると思います。先ほど言ったような感覚は考えられなかったです

か、あるいはその件についてはうるま市とは報告のようなもの—当然この財産は県のものですが、そういった意味でのうるま市との調整、報告などはありましたか。

○上江洲安俊海岸防災課長 指定管理者については、うるま市と特に調整はしていません。

○當銘健一郎土木建築部長 やはり指定管理者で海浜を管理するということは、それなりのノウハウもあるところだと思います。したがって、こういう管理をできる会社がたくさんある市町村とそうではないところがあるろうかと思います。今回の株式会社T・K企画は3期を既にやっております、3年間やった実績があって今回エントリーしているので、点数が高くなったと思います。地元企業のほうが地元のかかわり合いということではやりやすいという意見はごもつともだと思いますが、そういう企業がここにあるかどうかと。地元からは出雲会館がエントリーしましたが、点数が足りなかったようですので、今回はこのような結果になったと思います。

○具志堅透委員 これまで3期目は株式会社T・K企画の実績があるので、地元からのトラブルなどはないわけですね。

○上江洲安俊海岸防災課長 特に報告はありません。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 先ほど新里委員からありました管理の範囲です。基本的にビーチですから遊泳は可能な場所ですね。こちらは海水浴場ではありません、事故があったときには個人責任ですという類いのものではないですね。やはり管理者が責任を伴うような、いわゆるビーチですね。

○上江洲安俊海岸防災課長 ハブクラゲ等の防止ネットも張られていますし、指定管理者の管理のもとで遊泳ができるというビーチになっています。

○仲宗根悟委員 指定管理を受ける方々は、駐車場の料金とシャワーに使う水代を払ってくださいという2つでしか収入を得ることがないわけで、自主営業、

収入はそこしかないと思います。もちろん売店などいろいろあると思いますが、その部分で管理者を雇ってビーチの監視員を雇うことができるのかと思いますが、その辺は大丈夫ですか。

○上江洲安俊海岸防災課長 先ほどの施設使用料金だけではなくて、例えば売店や飲食物の販売、自動販売機等自主事業というのがあります。自主事業で賄っているということです。

○仲宗根悟委員 監視員も含めてですか。

○上江洲安俊海岸防災課長 監視員も含めてです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時7分 休憩

午後1時25分 再開

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、乙第19号議案指定管理者の指定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の12ページをお開きください。

乙第19号議案指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。

中城湾港安座真海浜公園の指定管理者については、土木建築部公の施設に係る指定管理者制度運用委員会の審議を経て、一般社団法人南城市観光協会を候補者として選定しております。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○上江洲安俊海岸防災課長 それでは引き続き資料2-6、乙第19号議案指定管理者の指定について、中城湾港安座真海浜公園の説明資料を御確認ください。

3ページをお開きください。

1の対象施設は中城湾港安座真海浜公園であります。

2の施設概要は、駐車場が335台、砂浜延長が460メートル、管理事務所棟、中央更衣室棟、東側更衣室棟、休憩所等となっております。

次に、4ページをお開きください。

3の選定方法については、金武湾港宇堅海浜公園と同様となっております。

次に、4の選定結果について御説明いたします。

(1)の申請団体は、表記の2団体であります。(2)の評価点数は、一般社団法人南城市観光協会が500満点中420点で第1位となっております。

次に、5の指定管理者及び6の選定理由について御説明いたします。

事業計画書等が施設の管理を安定して行う上で十分な内容であり、委員会における評価も第1位であることから、最も適切に施設の管理を行うことができると認められたため、一般社団法人南城市観光協会を候補者として選定しております。

なお、これまでの指定管理者の指定状況は、第1期、第2期ともに南城市、第3期が一般社団法人南城市観光協会となっております。

以上で、乙第19号議案の指定管理者の指定についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第19号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 先ほどの議案と重なることですが、(3)選定基準の1、事業計画書に沿った管理を安定して行う人物及び人的能力を有する者というのはどのように評価してますか。一般社団法人南城市観光協会がどういう計画で管理を行える人物を配置し、この人がどういう能力を持っているのかということの説明していただきたいと思います。

○上江洲安俊海岸防災課長 募集要項の中で事業計画書を提出していただいて、その中で具体的に管理運営組織、人員配置体制などの項目等、収支等、事業資金の調達方法と実績等について記載されたものを選定委員会で評価しております。

○奥平一夫委員 そうではなくて、管理を安定して行える人物や人的能力を有する者と書いているので、どういう能力を持ってどのような方だから管理を安定して行えると評価したのかということです。

○上江洲安俊海岸防災課長 職員の配置計画等で総合管理—ダイビングの資格を持っているとか、監視員でも特殊小型船舶の免許や2級小型船の免許を持っているとか、そういう資格を持っている方々の審査をやっております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 こういった人工の海浜は、例えば砂が流されるということがありますか。あと、シャワーやトイレなどいろいろな施設がありますが、そういうものの営繕というか、修理とかが出てきたときの対応はどのようにされていますか。

○上江洲安俊海岸防災課長 砂浜の管理については、台風等で砂が陸に上がってきます。それについてはブルドーザーで県が補助できるものについては補助しています。施設の老朽化等については管理者と協議の上、施設については補修等—金額が50万円以上については県が支援するという協定になっています。

○新垣安弘委員 こういう人工ビーチはあちらこちらにありますけど、こういうものをそのまま保つことは、一旦つくったら金はそこまでかからないものですか。砂が外に—台風で陸に来るのではなくて、流されていく、砂が減っていく—とか、そういうことはありませんか。

○上江洲安俊海岸防災課長 突堤などをつくっていますので、外に流出することはこれまでほとんどなかったです。台風のときに陸側に打ち寄せられてそれを集めて戻すとか、そういうことはやっています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 南城市は辞退しましたか。

○上江洲安俊海岸防災課長 今回の応募にはありません。

○嘉陽宗儀委員 理由は何ですか。

○上江洲安俊海岸防災課長 一般社団法人南城市観光協会が前回から指定管理をやっていますので、南城市と連携してやっていると聞いています。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第19号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第27号議案県道の路線の認定について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の13ページをごらんください。

乙第27号議案県道の路線の認定について御説明申し上げます。

本議案は、モノレール延長第4駅と沖縄自動車道とを連絡する道路として浦西停車場線及び幸地インター線を新たに県道として路線認定するため、道路法第7条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○嶺井秋夫道路管理課長 乙第27号議案県道の路線の認定について、概要を御説明いたします。

説明資料2-7、1ページの路線認定箇所図をごらんください。

前方に拡大したパネルを用意してございます。

この図は、沖縄都市モノレールの延長最終駅となる第4駅周辺及び沖縄自動

車道と今回認定する2つの路線の関連を示した図であります。青色の点線で示した区間が、沖縄都市モノレール延長第4駅と浦添西原線の現道とを連結する浦西停車場線、赤色の点線で示した区間が、浦添西原線バイパスと沖縄自動車道とを連結する幸地インター線となっております。当該2路線を県道認定し、整備することにより、沖縄都市モノレールと沖縄自動車道とを結節し、中北部圏域を含めた公共交通ネットワークの構築及び那覇都市圏の渋滞緩和を図るものであります。

以上、乙第27号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第27号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 新たに県道に認定しようとしている道路は、現在は町道なのか、市道なのか、あるいは町道も市道もまざっているのか、そこはどうなっていますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 現在は道路としてございません。新規につくる道路です。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 モノレールの最終駅になっていますね。この近くに公共の駐車場は予定していますか。

○吉田繁都市計画モノレール課都市モノレール室長 第4駅のほうに約1000台のパーク・アンド・ライド駐車場を予定しております。

○新垣清涼委員 これは既に用地は確保されているという理解でいいですか。

○吉田繁都市計画モノレール課都市モノレール室長 このパーク・アンド・ライド駐車場に関しては平成24年度に基本計画を策定しました。それと同時に第4駅周辺のまちづくりということで、現在、浦西駅周辺区画整備組合、準備会というものが発足しまして、まちづくりを検討しております。その中でいろいろと意見交換を行っております、その内容が決まり次第、用地取得に向かうかと思えます。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第27号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第28号議案国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 資料1の14ページをお開きください。

乙第28号議案国土交通大臣の作成する漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画の変更に対する知事の意見について御説明申し上げます。

億首ダムは国直轄において建設が行われている特定多目的ダムであります。特定多目的ダム法第4条第4項の規定により、基本計画の変更について、国土交通大臣から知事の意見を求められており、同項の規定により議会の議決を必要とするものであります。億首ダムが位置する金武町の要望により、基本計画の標題を「漢那ダム及び億首ダムの建設に関する基本計画」から「漢那ダム及び金武ダムの建設に関する基本計画」に変更し、また本文中の「億首ダム」を「金武ダム」に変更するものであります。

これから、担当課長より詳細な説明をさせていただきます。

○徳田勲河川課長 乙第28号議案「億首ダム」の名称を変更する議案について、詳細を説明いたします。

まず、億首ダム建設の事業概要について説明いたします。

お手元の配付資料2-8の2ページの項目1をごらんください。

億首ダムは国直轄の事業であります。漢那ダムとともに沖縄東部河川総合

開発事業の一環として、金武町の旧金武ダムを再開発し、洪水調節、既得用水や河川維持用水の安定化等、水道用水及びかんがい用水の供給を目的とする多目的ダムであります。平成21年度よりダム本体工事に着手し、その後、ダムに実際に水をため、ダム堤体や貯水池周辺の地山の安全性を確認するための試験湛水が平成25年6月に完了しております。現在、平成26年度の供用開始に向け、管理用設備等の工事を実施していると聞いております。

次に、億首ダムの概要について説明いたします。

2ページの項目2をごらんください。

ダムの規模は、ダムの高さが39メートル、堤体の延長が461.5メートル、総貯水容量が856万立方メートルとなっております。これは、旧金武ダムの総貯水容量81万8000立方メートルと比較すると、約10倍の容量となります。ダム型式は、台形CSGダムと呼ばれるものであります。CSGとは、セメントで固めた砂れきのことで、ダム等の構造物を造る材料の一つとして近年開発されたものです。

3ページをごらんください。

金武町は、億首ダムを含めた億首川流域において、ネイチャーみらい館やダム下流域でのプロムナードの整備等地域の活性化に取り組んでおり、地域活性化の一環として、ダムの名称を使って町をピーアールしたいとの意向があります。それには億首ダムよりも町名を冠した金武ダムの名称が望ましいと考えており、町は、ダム名称の変更を国へ要望しております。国は、町からの要望を受け、ダム名称を変更するため、基本計画の変更を行うこととしております。当該基本計画の変更について、国土交通大臣から知事の意見を求められており、議会の議決を必要とするものであります。

説明は、以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第28号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いします。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 基本計画の変更と言っておりますが、名称変更だけでいいですか。

○徳田勲河川課長 名称変更だけです。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第28号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、土木建築部関係の陳情平成24年第94号外32件の審査を行います。

ただいまの陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當銘健一郎土木建築部長。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情案件につきまして、お手元に配付してあります資料3、請願・陳情に関する説明資料により、順次御説明申し上げます。

継続の陳情につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

変更部分には、下線を引いております。

35ページの平成25年陳情102号の2法定積載で安心・安全な交通安全が担保できる適正単価を求める陳情の処理概要について、御説明申し上げます。

処理概要1の後段を追加し、「また、生コン業界につきましては、担当部局より生コン組合へ聞き取り調査を行ったところ、組合員工場と運搬業者との個別契約まで組合が介入することはできないとの回答でありました。今後とも、関係部局と連携を図りながら対応を検討したいと考えております。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情2件について御説明申し上げます。

39ページの平成25年陳情第132号中城湾港新港地区の振興に関する陳情につ

いて御説明申し上げます。

1については、港湾機能の向上を図るため、西埠頭から東埠頭までの港湾道路の整備に向け取り組んでおります。2については、平成23年度から実施しております定期船就航に向けた実証実験を継続し、定期船就航を目指しております。多機能型物流倉庫の設置については、需要見込み等を勘案し、検討していきたいと考えております。3については、新港地区においては、これまでに道路照明の整備、暴走行為を抑制する交差点の封鎖、夜間パトロール等を実施してきたところであります。防犯対策については、平成25年11月から沖縄県、県警察、うるま市、沖縄市、立地企業、地元自治会等が一堂に会して、意見交換を行っております。防犯カメラ等の設置については、意見交換の内容を勘案し、検討していきたいと考えております。4については、新港地区から今後、先島へ飼料の移出が予定されていることから、先島への実証実験に取り組んでおります。

次に、40ページの平成25年陳情第133号中城湾港新港地区振興に関する陳情について御説明申し上げます。

1については、土木建築部、商工労働部、うるま市、沖縄市は今後とも一層の連携を図りながら、企業誘致の推進や創・操業支援体制の強化に取り組むとともに、振興地区の円滑な管理運営に努めていきます。中核組織の設置については、現在の中部土木事務所中城湾港分室の機能拡充を図っていきたいと考えております。2については、平成23年度から実施しております定期船就航に向けた実証実験を継続し、定期船就航を目指しております。また今後、新港地区から先島へ飼料の移出が予定されていることから、先島への実証実験に取り組んでいるところであります。3については、企業需要については、今後とも商工労働部、うるま市等の関係機関と連携し、把握していくことにしております。物流機能拡充については、西埠頭から東埠頭までの港湾内道路、3棟目の上屋整備に取り組んでおります。なお、総合物流センターの整備については、需要見込み等を勘案し、検討していきたいと考えております。工業用水道事業の運営は独立採算が原則となりますが、計画給水量に対して需要が低迷しているため料金収入だけでは運営できず、一般会計から繰り入れを行っている状況にあります。そのため、関係機関と連携を図りながら需要開拓に努めるとともに、経営の健全化及び効率化を進めることとしており、当面は現行料金（消費税額を除く）の維持に努めていきたいと考えております。沖縄電力株式会社によれば、電力料金については電気事業法令の規定により、各電力会社が需給計画、設備計画等に基づき、総原価費の算定を行い、用途に応じた料金を設定し、経済産業大臣の認可を受けているため、特定用途の電気料金のみを特別に安価に

することは制度上できないとのこと。また、この地区限定のスマートグリッド化等については、平成24年度に中城湾港新港地区において電力料金低減化等可能性調査事業を実施し、同地区への省エネ診断と電力使用の見える化システムやスマートグリッド及び自然エネルギーなどの導入について、その可能性を調査したところであり、調査結果を踏まえて事業化を検討しております。4については、新港地区の防災対策については、平成25年9月に国が策定した「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に沿って検討していきたいと考えております。また防犯カメラ等の設置については、平成25年11月から沖縄県、県警察、うるま市、沖縄市、立地企業、地元自治会等が一堂に会して意見交換を行っております。

以上で、陳情案件についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 陳情第102号の2についてお聞きします。

皆さん方の説明と陳情の中身が余りかみ合っていない感じがします。よくわからないことは、現在のダンプカーの運賃—ダンプを運転している人たちの賃金はどこでどのように決まっていますか。

○當銘健一郎土木建築部長 陳情第102号の2で継続です。アンダーラインの部分だけが今回の変更部分です。白ナンバーであれば、ダンプトラック運転手と雇用者との雇用計画で決まっています。また、緑ナンバーのトラック運送業者であれば、運送契約でそのようなことが決まっていると承知しております。

○嘉陽宗儀委員 公共工事を発注するとそれぞれの資材の単価がありますよね。例えば、生コンについてであれば幾らだから、沖縄県生コンクリート協同組合に幾らで請け負ってやるのか。今はほとんど沖縄県生コンクリート協同組

合を通じてダンプカー業者は仕事をとっていると思いますが、それはどうなっていますか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 公共事業につきましては、我々の設計単価があります。その設計単価については毎年単価の調査を入れて、それが現実的にそういう単価になっているかどうかを確認しておりますので、この陳情にあるようなことは公共事業のものについては起きていないだろうと思います。ただ、それ以外の生コンの工場が、砂利、砂、セメントについて運送業者をお願いしたり、トラックをお願いしたりするような場合、個別の契約になると公共事業とは離れたところになりますので、我々の調査にはのってこないということになります。

○**嘉陽宗儀委員** 業者の指導を皆さんがやれるかというとなかなか難しいところがあると思いますので、それ以上は聞きません。ただ、現実の問題として、この前集会がありましたので、参加してダンプカーの運転手の方からいろいろと話を聞きました。ダンプカーを持っていて個人が経営者になっていて、仕事をとる場合に非常に安い価格で請負をせざるを得ないということに実態としてなっていて、そのために過積載をせざるを得ない。構造的な問題と言っています。そうしますと、10トントラックに今まで20トン積んでいたものが、警察の指導もあって減らされています。例えば、名護市から那覇市まで貨物を頼まれたらガソリン代も大変だし、過積載だとするとタイヤの摩耗が非常に激しくて維持費も大変だと悲痛な叫びをしていました。これは行政としては諦めなさいということになりますか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 過積載については法律で禁じられている行為ですので、現に慎んでいただかないと事故の原因などにつながるケースですので、それは困ります。個々の契約については、なかなか介入できない部分があります。ただ沖縄県生コンクリート協同組合の指導についてですが一休憩をお願いしてよろしいですか。

○**中川京貴委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當銘土木建築部長から沖縄県生コンクリート協同組合の指導について商工労働部より説明をさせる旨の発言があり、商工労働部中小企業支援課比嘉班長から、沖縄県生コンクリート協同組合に状況

を確認したところ、生コンの原材料である砂利、採石の運搬については組合員工場と運搬業者との個別契約となっているため、個々の契約まで同組合が介入することはできないとの確認状況の説明がなされた。嘉陽委員から、このような深刻な事態については行政としても関係者と連絡を取り合って対応すべきであるとの指摘がなされた。）

○中川京貴委員長 再開いたします。

○當銘健一郎土木建築部長 御指摘のとおり、この問題は—我々土木建築部は公共事業しか扱っていませんが、それ以外の部分、沖縄県生コンクリート協同組合や運送業の話もありますので、関係するところとしては土木建築部、商工労働部、沖縄総合事務局の道路運送法を扱っているところ、あるいは過積載であれば県警察、そういったところと当事者である沖縄ダンプ協議会の方々とか、沖縄県生コンクリート協同組合の方々など、そういう方々と一堂に会して意見交換をやる必要があるのかと思っています。ここで明確なことは申し上げることはできませんが、商工労働部と連携をしてそういう検討ができるようなことを少し考えてみたいと思います。

○嘉陽宗儀委員 ぜひ頑張ってください。今のように個々の部署だけでやったら—私たちには権限はありません、できませんとされたら、結局何か事があれば—大災害になったときには誰が責任を負うのかという問題が出てきます。ですから、やはり過積載で本当に神経を使って一日中、名護市と那覇市を何往復もしなければ生活もできないという深刻な実態があるわけですから、これについては担当部署も含めて、業界も含めてやはり対策チームをつくって、この問題については正面から向き合って解決のために頑張ってもらいたいと思いますが、決意を聞きたいと思います。

○當銘健一郎土木建築部長 先ほどの答弁の中で一般社団法人沖縄県建設業協会の話をし忘れましたが、やはり業界のほうも沖縄県生コンクリート協同組合など関係団体と既に協議を始めて、何らかの動きを始めておりますので、そういったところも含めて、関係者で今後の対策と方針などについて話し合う機会を持ちたいと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 陳情第50号の4、23ページ、下地島空港の国際線の利活用と空港活性化を促進することについて、くどいようですが、本会議に引き続き少し議論させていただきたいと思えます。

ことしの9月の土木環境委員会でも、いろいろ企業誘致活動も行いながら、下地島空港の存続に向けて頑張っているということでした。本会議の答弁等を聞くにつけても、企業誘致が非常に難しいという印象があります。日本航空株式会社—JALは撤退したけれども、ぜひ再開をできるように要請してみたいと、あるいはやっていると。全日本空輸株式会社—ANAの平成26年度以降の訓練がまだ非常に不安定という中で、例えば、ANAが本気で訓練できないという結論が出たら下地島空港は一旦休港ということになりますか。

○當銘健一郎土木建築部長 まず現状では、最近もずっとANAとは次年度の訓練の継続に向けてのいろいろな調整をしているところです。JALが撤退したときには訓練自体がなくなりましたので、訓練をやってほしいとは言えませんでした。ANAについては実機を使った訓練自体はどんどん縮小傾向にあるとはいえ、訓練自体は残っています。下地島空港で訓練を継続してほしいと、今調整中です。JALについては、次年度から新たにパイロットの養成が必要だということで訓練を再開すると。ただこれはグアムでということですので、訓練を再開するのであればこれは当然下地島空港でやっていただきたいということは強く申し上げております。いろいろな議員の方々もたくさん動いていただいているところです。次年度の訓練継続、訓練再開がどの程度になるのかということは今のところはっきりとはしておりません。ただそういう訓練ができない場合は、例えば次年度、訓練を間違いなくやるのは琉球エアコミューター株式会社—RACと日本トランスオーシャン航空株式会社—JTAが来るということはあると思いますが、訓練の回数にしますと数百回。今は数千回—5000回から7000回、8000回というところでやっていますので、随分減ってしまいます。そうしたときに選択肢としては—こういうことにならないように努力しておりますが、一般財源を投入して維持管理費を捻出するか、あるいは休港、廃港にするかという選択肢は確かにありますが、今はそういうことにならないように、訓練継続と訓練再開に一生懸命努力しているというところです。

○奥平一夫委員 決断をするのはいつごろだと考えていますか。

○當銘健一郎土木建築部長 もうそんなに時間はないと思えます。附帯決議で

一般財源を投入しないということがあり、これは当然尊重しなくてはいけませんので—そのときと違う状況が生まれるかどうかということはよくわかりませんが、例えば、もし県が一般財源から特別会計に繰り出しをするのであれば、次の議会にかけなければいけません。そうしますと余り時間がありません。休港、廃港にしても所定の手続が必要ですので、残された時間がそれほどあるとは思っていません。

○奥平一夫委員 年内か、新しい予算の編成をしていく前までには、この辺の姿勢ははっきりとしなくてはいけないのではないのでしょうか。

○當銘健一郎土木建築部長 期限としては、そのくらいの期限になるだろうと思っっています。

○奥平一夫委員 ANAの訓練をいかに継続させていくか、あるいはJALの訓練再開を呼び込めるかというキーワードといいますか、どうすればそのようなことが可能になるか、それは県のほうでいろいろと考えていると思います。なかなか難しいと思いますが、そういうインセンティブ—いろいろな意味で下地島空港なのだという呼び込めるような戦略のようなもの、戦術のようなものを持っていますか。

○當銘健一郎土木建築部長 個々の企業といろいろな話をしている中で、詳細までは申し上げにくいところもありますが、一つにはこれまでの覚書によってANAは維持管理費用の半分を持たなくていけないと。これは訓練の回数にかかわらず必ず半分となっています。そういうものについては離着陸の回数に応じた従量制でということも提案させていただきながら、それ以外のいろいろな提案もしております。そういう中で、何とか訓練を継続できないかという道を模索しております。

○奥平一夫委員 JALはグアムでは訓練するということですから、なぜグアムできて下地島空港ではできないのかという理由をお聞かせください。

○當銘健一郎土木建築部長 一つには、やはり経費の問題があると思っっています。グアムのほうが経費的に安いと。グアムにはJALの定期便が飛んでいますので、定期便のついでと言うと語弊があるかもしれませんが、下地島空港のように常時訓練のために飛行機をキープしておく必要がないと。いろいろな運

用ができる中で訓練を同時に行っていくと。また、現地には定期便が飛びますので、ハンドリングの要員がそこにいると。そういうことをおっしゃっております。

**○奥平一夫委員** そういう意向を反映させていかに下地島空港に呼び込めるかというところだと思いますので、ぜひ努力をお願いしたいと思います。

同じ項目ですが、9月定例会では宮古空港のC I Q施設の話もされてました。設置しましょうという話をしています。工事を着手するという計画があると答弁していますが、もう少し具体的に話してもらえますか。

**○嘉手納良文空港課長** 現在空港課のほうで、今年度は宮古圏域空港におけるC I Qの整備に向けた概略の調査をやっております。次年度は概略の調査を受けて実施設計をやって、再来年度には工事に着手できるような形で取り組んでおります。

**○奥平一夫委員** 実施設計を来年度からやると。予算としては幾らくらいを予定していますか。

**○嘉手納良文空港課長** 概略設計をやっている最中でして、その中で構造規模が決まってくるので、その構造規模に応じた形での実施設計の費用の積み上げも今年度やる予定です。

**○奥平一夫委員** 今年度、3月までの間ということですか。

**○嘉手納良文空港課長** 既に業務は発注しておりまして、一部検討業務も入っています。今年度内には概略の調査を終了させたいと考えています。

**○奥平一夫委員** そこまで進んでいるのであれば、実施設計の大体の金額はわかりますよね。

**○嘉手納良文空港課長** 今、盛んに国のC I Q機関一税関、出入国管理、検疫などにヒアリングしながら、施設の規模、規模を算定するための旅客の見込み—どれくらいの大さの航空機が就航が予想されるのか、それに伴う旅客数がどれくらい発生するのか、そういうことも現在、鋭意調査、検討をしているところでございます。

○奥平一夫委員 私が漏れ聞るところですと、大体1億円前後くらいだと聞いています。地元負担はどれくらいですか。

○嘉手納良文空港課長 今、費用負担についてもあわせて検討しているところです。先に石垣空港でC I Qの施設を整備しておりますので、その事例も参考にしながら、今後地元の宮古島市とも詰めていきたいと考えております。

○奥平一夫委員 ちなみに、これは宮古空港を想定していますか。それとも別に想定しているところがありますか。

○嘉手納良文空港課長 現在は、宮古圏域にC I Q施設を整備するという形で進めております。その中には宮古圏域空港ですので、下地島空港もございます。下地島空港と宮古空港—これは伊良部大橋が開通した後にその辺の社会経済状況などを見据えながら、なおかつ下地島空港の今後の利活用の検討の状況などを踏まえながら、どの空港にするのかを決めていきたいと考えています。

○奥平一夫委員 今の答弁だと、C I Q施設をつくるためには、いわゆる宮古空港にするのかあるいは下地島空港の一あれだけの空港をどう生かすかという、下地島空港にするのかそれともそれを一体化してやるのかというところだと思います。今、皆さんとの議論を続けてきて、できれば下地島空港に一体化をしてそこに集約をしたほうがいいのではないかという御意見が読めますが、この辺はいかがですか。

○當銘健一郎土木建築部長 確かに検討をするときには、宮古圏域という2つの空港を念頭に置きながらやっています。先ほど答弁いたしましたとおり、下地島空港はある程度、次年度はこうだということを決めなくてはいけない時期に来ております。その時点でC I Qについても、もちろんC I Qについても宮古島市、地元の方々の意見はとても大事なことです。そういう方々の意見も聞きながら決めていくということになると思います。

○奥平一夫委員 最後になりますが、下地島空港の維持管理というものも、この年度で決着しなくてはいけない、態度を決めなくてはいけないというところに来ています。C I Q施設をつくるにしても2015年度、2016年度という話が出てきますと、早目にそれをどこにやるのかということを決めなくてはいけな

いと思います。つまり、予算編成前にそれもきちんと、C I Q施設も導入するという決定をしていかないと、これができないということになりますか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 年度内には下地島空港の次年度のあり方というものを当然のことながら決めなくてはいけないわけですので、その時点でC I Q施設もどこにどのような形でつくるかということが決まると考えています。

○**奥平一夫委員** 一体化の問題も含めて、C I Qも一緒になりますが、その問題も宮古島市の意向、あるいは宮古島市民の意向をしっかりと受けとめて取り組んでいただきたいと思います。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 29ページ、陳情第72号についてお聞きします。

南大東村の亀池地区と西地区の港の整備、県道182号線の現在の状況を説明願います。

○**嶺井秋夫道路管理課長** 県道182号線の現在の状況をお答えいたします。

舗装補修工事を発注いたしまして、平成25年10月1日からスタートしております。ただいまのところ、工期は平成26年1月28日までの予定となっております。アスファルトプラントの工事がおくれているということがあり、実際にアスファルトを出荷できるのが平成26年1月以降と聞いております。そのため工期を延長して変更する形になろうかと思えます。

○**村田和博港湾課長** 南大東港の亀池地区ですが、現在はマイナス5.5メートルの岸壁の改良工事を進めております。

西地区の災害箇所ですが、それについては南部土木事務所の出している工事の中で補修するというので、今南部土木事務所を進めてございます。

○**新垣清涼委員** 早期完成に向けて取り組んでいるということでしたので、どこまで進んでいるのかと気になって尋ねました。

次に、30ページ、陳情第73号についてお聞きします。

陳情処理方針には、結果を踏まえ適切に対応していきたいとありますが、現在はどのような状況ですか。

○徳田勲河川課長 これにつきましては経過観察をするということで、既に8月からずっと経過観察をしております、予定としては今月まで経過観察をして評価するというようにしております。

○新垣清涼委員 5月21日に現地を確認されたということになっています。既に半年過ぎています。陳情者からしますと、川の水が増水したときに心配だということで陳情が出ています。そうしますと、もうそろそろ結論といたしますか、対応策を出していただいて、来年の雨季になる前にしないと危ないのではないかと懸念があります。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣安弘委員。

○新垣安弘委員 16ページ、陳情第19号の公共交通に関する件ですが、これは沖縄県ハイヤー・タクシー協会から出されている陳情です。この陳情文を読みますと、一方、公共施設建設や道路拡張時にバスに対しては必ずバス停留所が設置されるが、タクシーの乗降場に関しては云々とあります。タクシーの乗降場や待機場ではなくて、例えばバスの場合、バス停の引き込みはよくやります。停留所の待合所、屋根つきの停留所があるところとないところがありますよね。それは県がつくる場合もありますか。それともほとんど業者ですか。

○嶺井秋夫道路管理課長 バス停留所の上屋は、基本的にはバス事業者がやることになっております。道路の歩道の整備と平行してやる場合には道路管理者でもできるシステムになっております。

○新垣安弘委員 例えば、主に県道、国道も入るのでしょうか、屋根つきの停留所に関して、道路管理者がやる部分は割合的にどの程度ありますか。

○嶺井秋夫道路管理課長 現在のところ約217カ所の設置を予定しております。

○新垣安弘委員 沖縄の場合は、車社会から何とか公共交通を利用する方向に持っていこうということが、これからの一つの流れだと思います。そういう流れの中で、LRTの話やいろいろと鉄軌道の話も出ています。バスに関してもなかなか乗客がふえていかないと。そういう中で、原則として事業者が屋根つ

きの停留所を設置するものだという事もあるかもしれませんが、例えば、フランスですといわゆる交通権というものがあり、とにかく誰でもどこにでも移動できるという権利というか、そういうものを確保するために公共交通機関の使用料もぐっと安くして、利用しやすい形にしている。そういう政策をとったらいわゆる公共交通の利用度が上がり、マイカーの使用率が下がると。沖縄もそういう方向に向けていけない状況にあると思います。そうするとバスがなかなか十分に利用されていない、そういう中でバス停設置は、原則は事業者だけれども、県のほうで今以上に設置を進めていくと。そのことによって公共交通の一つであるバスを利用できるようにしていく。あるいはタクシーに関してもそうだと思いますが、タクシーの待合所に対しても、タクシーを利用しやすいように県で力を入れてやっていくとか、そういう方向性としての取り組みはどうでしょうか。

○**當銘健一郎土木建築部長** 御指摘のとおり、やはり沖縄県の交通の中で問題があると指摘されているのは、公共交通の率が4.4%と非常に低いということです。これは企画部では公共交通の協議会をつくってやっています。その中でバス事業者がこれまでやってきたバス停の上屋についても、歩道部分の整備に伴って我々ができる仕組みができましたので、それを先ほど道路管理課長のほうから二百十数カ所やるということで、とりあえず今そういう取り組みをさせていただいています。ただ本土と違う部分がありますので、それ以上にやはり積極的にやっていくことも考えなくてはいけないと思います。満遍なくやるというよりも、むしろ観光に資する道路など、何らかの行政目的があつてこういう上屋が必要だという理屈をつくりながら考えていく必要があるのかと考えております。

○**新垣安弘委員** いろいろと部署もあると思いますが、例えば、よく出てくる道路の雑草の問題にしても、いわゆる観光立県というのだから、観光という観点からどうなのかということがあります。公共交通の利用という観点から、事業者もあるけれども、道路管理の観点もあるし、そういう点では部署を超えながらもここはしっかりと連携をとりながら、いい方向に持っていくようにしたほうがいいのではないかと思います。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。  
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 39ページ、40ページの陳情第132号及び陳情第133号について、中城湾港に関連していますのでお聞きします。処理概要を見ますと大変努力していただいているということが見えて、敬意を表します。

その中で39ページの1、西埠頭と東埠頭を結ぶ専用通行道路ですが、これは新規ですが大分前から出ていましたよね。

○村田和博港湾課長 おっしゃられるように企業のほうからは、以前からやはり西埠頭と東埠頭を結ぶ道路を整備してほしいという要望がございました。港湾課といたしましても、港湾計画上は臨港道路になってはいますが、今年度実施設計をいたしまして一暫定の埠頭内道路という形で今実施設計を進めて、今後整備をしていきたいと考えております。

○桑江朝千夫委員 事業完結までのスケジュールを教えてください。

○村田和博港湾課長 先ほど説明したように、今年度実施設計をしておりますので、できれば来年度から着手したいと考えております。

○桑江朝千夫委員 次に、41ページの4番についてお聞きします。中城湾港新港地区の治安が大変悪いようで、いろいろなものが企業から盗まれるという話を聞いています。大きなものでは大きなシーサーまで持っていくという話を聞いています。そういったことは把握しておりますか。

○村田和博港湾課長 地元のほうから夜間の暴走族等々の騒音がひどいという話は聞いております。処理概要にも記載がありますように、11月に関係機関が集まりまして、今後の対応について協議をしております。1回目の打ち合わせの中でいろいろな課題等を出して、今現在これを各機関で持ち寄って検討して、再度、今後協議を進めてこの対応について検討していきたいと思っております。

○桑江朝千夫委員 意見交換会の内容を教えてほしいです。特に、防犯カメラの設置についてどのような意見がありましたか。防犯カメラ設置はそれぞれの市が持つべきだとか、県が持つべきだとか、そういう話まで出ましたか。

○村田和博港湾課長 確かに、おっしゃられるように、防犯カメラの件について、この会議の中で話し合いは持たれました。その中で今現在、どこで設置するかということは決まっておりません。それについても各関係機関持ち帰って、

どういう形で防犯カメラ等々ができるか今検討している最中です。

○桑江朝千夫委員 41ページの1番にワンストップサービスの検討を要望しております。その中で機能の拡充を図っていくと処理概要にあります。これは中城湾港新港地区に限っての部署ができますか。そこの拡充ですか。

○當銘健一郎土木建築部長 今でもプレハブの事務所を持っておりまして、分室と言っておりますが、分室の機能を拡充する形でワンストップサービスを図っていきたいと考えております。

○桑江朝千夫委員 広大な地域で、いろいろと社会的迷惑行為もあるわけです。あるいは中城湾港新港地区の管理の仕方一港湾管理組合というのが中城湾港新港地区に限ってのものではできないということですが、これを考えるとやはり無理ですか。例えば、今ここでこれだけの面々がそろって意見交換ができる場がある。そこで港湾の機能拡充もしてもらいたい。それに対処する分室もある。指定管理者ではないが、ある程度の予算を使えるような一那覇港管理組合のような、この一部事務組合のようなものは、ここに関しては無理だということは前に聞いていますが、再度聞きたいのですが、やはり無理ですか。

○當銘健一郎土木建築部長 一部事務組合につきましては、やはり地元の市町村の御意見を伺わないとなかなか前に進められない部分があります。分室については、県の土木事務所のような形のようなきちんとした事務所にまだなっていませんので、今後これをきちんと組織の中で位置づけをしていって拡充をしていけば、それなりの権限なり、予算執行の権限を持てる事務所になるのではないかと考えております。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 8ページ、陳情平成24年第159号についてお聞きします。  
陳情者は赤瓦の使用促進に係る補助金制度の創設をお願いするということで、処理概要の中では市町村において活用、助成を行っているところもあると。県としても一括交付金を活用した支援の可能性を探っていくという内容です。今調整を図っている内容の中で、こういった形で市町村に支援策を行っているのか教えてください。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 平成26年度予算の新制度、赤瓦の振興に係る支援事業ということで考えています。内容としては、市町村が定める観光振興に資する建物等に関して支援できないかと。具体的にはソフト交付金を使いますので国から10分の8。その前に全体の金額に対して3分の1は住民、3分の2は国、県、市で対応したいと。その3分の2に対して一括交付金を10分の8で対応して、残りの10分の2に関しては市町村、県で対応したいと。1カ所当たりに対する交付に関しては上限で200万円程度を考えています。その中で、平成26年度に関しては36件で上限200万円で、7200万円程度の予算を要望しております。

○仲宗根悟委員 今おっしゃった計画の中で、100%赤瓦が使われるような事業そのものが、今メニューとして上がっているという話ですか。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 基本的には観光に資する赤瓦を使う場合の支援事業ということで考えております。

○仲宗根悟委員 最後のくだりの中にある、良好な景観形成に係る技術の研究開発、あるいはその下の品質や工法などの技術研究開発の実施計画ということについて、詳しく教えてください。

○伊禮年男都市計画・モノレール課長 県産の赤瓦に関しても現在、技術開発、性能強化をしたいということで次年度—平成26年度以降を考えております。これについては約3年をかけて性能を向上したいと考えています。それ以外にも、風景にかかわるものについて技術開発をしていきたいと考えております。

○仲宗根悟委員 次に、10ページ、陳情平成24年第199号についてお聞きします。

今回議案に出された国際物流拠点建設にもこの工法を使ってもらいたいという内容です。PC圧着工法、単純に考えてコンクリートの柱や梁を持っていくってくっつけて耐久性があるのかと思うと、長所に耐久性にすぐれているという内容ですが、相当なコストがかかって、従来のRC工法でやるという内容になっていると思います。陳情者がいう100年、200年も持つということ、あえてRC工法にしたいきさつはいかがですか。この2つを比べて相当なコストがかかるものなのですか。

○豊岡正広施設建築課長 プレキャスト一要するに工場で生産して、現場でPC鋼線を使って緊結、圧着してつくる工法についてですが、確かにメリットとしては大規模な空間を一柱を長スパンで飛ばすこともできますし、工場で生産されているために非常に耐久性にもすぐれています。もう一つ、型枠材など廃棄物の削減ができるというメリットもあります。過去にも市の公営住宅で使われたこともあります。輸送費や現場で大型のクレーンも設置するというところでやはりコストが—今回の国際物流拠点施設整備においても在来工法とのコストを比較しましたがやはりコストがかなり大きいということで、今回は在来工法を使用している次第です。

○仲宗根悟委員 あと1つですが、陳情者は耐久性がすぐれていて、100年や200年という話をしています。我々は素人はよくわかりませんが、柱とはりだけすぐれたもので残りはどうなのかと思います。その辺でいかがですか。柱とはりだけが耐久性のすぐれたもので、残りは生コンクリートを流して固めていく今の工法ですが、それと合わせたようなつくりの建物が100年とか200年とか、ある部分はそうかもしれないけれども、30年、40年、50年のスパンなのかなと思っています。その辺はどうですか。

○豊岡正広施設建築課長 最近ではスラブについても工場生産する、いわゆるプレキャストがあります。ですから現場では部材を持ってきてやる方法もあります。今、型枠の労務者が不足しているということもあり、今後はこういう工法も十分検討していきたいと思っています。

○仲宗根悟委員 今おっしゃった工法で、公共施設以外に民間で、あるいは個人住宅でつくられている箇所を聞いたことがありますか。

○豊岡正広施設建築課長 設計事務所の方から聞いた話ですが、最近民間住宅でプレキャストを一要するに職人が不足していてなかなか工事がおくれるということもあってのことだと思います。それで設計をしているという話を1件だけですが、最近聞きました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 先ほどの新垣安弘委員の質疑の中で交通権ということがあったので、この陳情の中身とは少し関係ないですが、やはり道路をつくる皆さんとのかかわりは非常に大きいと思います。交通権ということに対する考え方を聞きたいと思います。そういう言葉、交通の権利。フランスやドイツでは、先日の土木環境委員会の海外視察でトラムやまちづくり、幼い子もお年寄りも行きたいところに自由に行けるということの交通権ということで、総称して説明を受けました。県内でもそういう勉強をされた方がいました。少し陳情とは別ですが、沖縄県で交通権に対する考え方を聞きたいと思います。基本的な話ではないかという感じがします。お年寄りも子供たちも仕事をする人もどこでも混雑せず自由に行けるように、トラムの導入はその辺が基本になっていました。そういう意味で、今すぐということではなくて、交通権に対する考え方について、道路をつくる皆さんに話をしてほしいと思います。

○仲村守道路街路課長 少しだけ読んだことがありますので、紹介したいと思います。民主党政権時代に交通基本法というものを成立させようという動きがありました。これはやはり委員のおっしゃるように、ヨーロッパのそういう法律をまねて成立を試みたようです。そのときに議論になったのは、人はひとしく移動する権利を持つということが根底にございます。ただそれを明確に国等が保障すると、一般財源をかなり持ち込んで個々の移動の手助けをしなくてはいけないという背景がありますので、日本の中ではなかなか議論が深く追及できなかったと読んだことがあります。

○浦崎唯昭委員 そのことについては私もそういう感じがします。ただ沖縄県として、土木建築部長として、今後も含めて交通権、南北縦貫鉄道をするのも一つのそういう流れではないかと感じがします。そういう中で、今すぐ交通権ではないのですが、基本的な交通権に対する考え方、これからも大事な話になるのではないかと感じがしますので、まとまっている部分で、今後の問題点として考えがいただければありがたいと思います。

○當銘健一郎土木建築部長 委員の御指摘の話は非常に基本的な考えであり、非常に大きな話だろうと思います。そういう交通権という権利についての考え方をまとめることは、総合交通体系の基本計画の中で議論をして盛り込んでいくということが必要になると考えております。今後モノレールの延長がありますし、鉄軌道の話もある中で公共交通を含めた交通全般の話も出てくるでしょうから、その中で交通権という概念についても議論ができればと思います。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 今の関連で、交通権についてお聞きします。本来であればこれは企画部の管轄ですので向こうに聞くべきですが、道路管理の担当として認識をしていただきたいことは、やはり交通権の議論をするときに向こうで視察現場を見た経験からしますと、交通権の一番大事なポイントは移動する権利を福祉政策という位置づけにしていることです。移動する権利というだけではなくして、やはり市民、県民、国民に対する移動するものを福祉の立場から位置づけていることがポイントです。ですから、これはいわゆる収支のバランス云々という話ではなくて、向こうでは50%が税金、23%くらいが収入、残りの二十何%が補助金という割合で運営されています。ですから、3分の2が公費という形で負担して運営して、それが国民に受け入れられて、当然のようにされています。移動するに当たって非常に格安で一駅まで車で行って、そこに駐車して公共交通に乗っているいろいろなところへ乗りかえをしながらも、本当に無料のような安い料金で移動ができるという仕組みになっています。ここは根本的な発想の転換をしないとそういう仕組みは導入できないと思います。そういうことが現実に行われているところもありますので、今後の参考のためにぜひ研究をしていただきたいのですが、いかがですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは公共交通のハード部分を担っています。企画部で総合交通体系や軌道系のものを一生懸命勉強していただいておりますが、当然我々もバックアップする、いずれ現場を預かる立場にありますので、当然県民が使いやすいあるいは観光客の方が使いやすい道路整備、その中で税金が幾らでも入ってきて使い勝手が一安くなるのであれば、非常に幸いだと思います。その仕組みづくり、我が県に限らず全国的な問題だと思っておりますので、一生懸命勉強させていただきまして、皆様方の応援もいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の交通権の話は海外視察へ出発前から私も指摘をし、十何年前からずっと言い続けて、簡単ではないと。そんな甘い話でどんどん敷け、

敷けとって引っ張りだこの話ではできませんし、精神革命が必要だと10年前から言っています。那覇市に通すのであれば、那覇市の乗用車は全部遮断しないと国際通りにトラムは敷けないと。その話はせずにトラムを敷け、敷けと言ってもいつまでたってもできないと。一番使うのは車を持っていない私だと。皆さんは車を持っている、自分の車で運転するからトラムに乗る可能性も余りない、一番乗るのは私だから、私が一番厳しく言っているのはそこだと。そこをお互いに認識しないとだめではないのかと言いながら、行ったらそうでした。今の話はたしか税金の投入が56%です。それは県民は誰もわかりません。そういうことをやる場合は、考え方を変えなくてははいけません。福祉、まちづくり、総合的に判断的にしてトラムを通す。それも全部にトラムが通っているのではなくて、一番交通渋滞が激しい大都市でやっているのです。大都市の近くに大駐車場を置いて、それも格安。そしてトラムも格安、トラムと連結するバスも格安。これが交通権。一番便利なのはみんなわかっていることですが、みんな余り言いたがらないけれども、自分の車が一番便利です。自分の家から目的地行けるから。トラムとか公共交通よりも自分の乗用車が便利、だからなかなか手放すことができない。そうするとそれよりも魅力がないといけません。魅力があるというのは、安くて、連結ができて、すぐに行けるということがないと乗らないといえます。それはそのとおりだと思います。安くするからには、安くしたからといって乗る人が倍になったぐらいでは採算とれないので、それだけ税金を注ぐと。それでもいいと、そうしようということにならないとできないということがよくわかってきました。ですから、今海外視察へ行った人たちは相当進んでいます。意識改革ができていますから。意識改革ができずにやろうというのでナンセンスだと言ってきました。やはり実態はそれくらい意識改革しないとできません。那覇市には乗用車を入れなくて、それでもトラムを通すかと。そのかわり道路も広くして、緑化もして、歩いていて楽しいという町にしよう。そこまで那覇市民の90%以上、100%近くが納得しないとできないものなのだとこのことを学んできたので、皆さんも意識改革して先頭に立ってください。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○中川京貴委員長 再開いたします。

次に、環境生活部関係の陳情平成24年第76号外16件の審査を行います。

ただいまの陳情について、環境生活部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

當間秀史環境生活部長。

○當間秀史環境生活部長 それでは、環境生活部所管の陳情について、お手元の資料土木環境委員会陳情案件資料により御説明いたします。

環境生活部所管の陳情は、目次にあるとおり、継続16件、新規1件、計17件となっております。

初めに、継続16件中、処理方針に変更がある4件について御説明いたします。

お手元の資料1ページをごらんください。

陳情平成24年第76号記の1につきましては、環境省が災害廃棄物の処理工程表を公表したことに伴い、大幅に変更があった部分について御説明させていただきます。下線部をごらんください。

その後環境省は、平成25年11月29日付で、災害廃棄物等の進捗状況の中で広域処理が必要な岩手県の34万トン、宮城県の32万トンについてこれまでの調整の結果、現時点で1都1府16県において90件が実施済み又は実施中であり、広域処理必要量66万トンのうち55万トンは受け入れ実施済みと発表されております。

次に、2ページをごらんください。

陳情平成24年第76号記の2につきましては、応急仮設住宅の提供世帯数等に変更があったこと等から、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、14ページをごらんください。

陳情平成25年第17号につきましては、ごみ山の安定型区域について、改善計画のとおり達成できなかったことや、4回の地下水の水質調査の進捗に変更があったことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、17ページをごらんください。

陳情平成25年第21号につきましては、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度

の創設を国に求める陳情であります。第185回臨時国会において、平成25年12月4日に法案が可決、成立したことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

次に、27ページをごらんください。

陳情平成25年第123号につきましては、4回の地下水の水質調査の進捗に変更があったことから、下線部のとおり処理方針を変更しております。

続きまして、新規の陳情1件につきましては、処理方針を御説明いたします。

28ページをごらんください。

陳情平成25年第123号新設予定の基地環境特別対策室に関する陳情につきまして、処理方針を説明いたします。

1について、米軍施設から派生する環境問題については、水質汚染や土壌汚染などの事案に応じて既存の所管課で対応しているところです。新たに設置する基地環境特別対策室においては、環境問題の解決に向けた効果的な環境保全の仕組みづくりを促進していきたいと考えております。

2及び3について、基地環境特別対策室の所掌事務は、1、既返還跡地・返還予定地の環境浄化及びそのための制度づくりに関すること、2、米軍施設の環境調査に関すること、3、米軍への環境関連法令の適用実現に関することなどを予定しております。

以上、環境生活部に係る陳情案件について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○中川京貴委員長 環境生活部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 陳情第148号、28ページについてお聞きします。

その目的は非常に結構なことだと思います。2及び3と書いている処理方針のところですが、所掌事務の1、既返還跡地・返還予定地の環境浄化及びそのための制度づくりに関することとありますが、返還予定地はこれからやっていくので現在も法があると思います。既に返還されたところが非常に問題になっ

ていますね。昔はただ返して、中に何があるかわからずに使って、それが穴を掘ることになるといろいろなものが出てくるということが、これまで再三各地で見られます。そういうことについての制度がはっきりしませんが、これの明確な制度をつくるという考えですか。どのような制度を考えていますか。これは恐らく条例だけではなくて国内法も含めての話になると思いますが、それは政府に何か要請をしていこうと思っっていますか。もう少しわかりやすく説明していただけますか。

**○當間秀史環境生活部長** ここで考えられていることは、これまでの例えば沖縄市のドラム缶問題等の事案を見た場合に、既に返還された軍用地において環境の問題—土壤汚染などの問題が出てきた場合の、あるいはこれから基地が返還される土地について環境の問題が出てきた場合、土壤汚染や水質汚染の問題が出てきた場合において、今回は沖縄防衛局と沖縄市が調査を行ったということですが、その際にお互いの調査の手法が異なっていたために調査結果も異なったというところもあります。それから情報公開のあり方など、その辺が見えないところがあって、今後我々が考えていることは返還された軍用地跡地について環境の調査のやり方、項目、あるいは情報公開のあり方などのガイドラインを定めて、それを国に提案していこうということです。沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法—跡地利用推進法では返還された軍用地についての環境浄化は国が責任を持って行うことになっていますが、そのあり方—手法なり手続については特に法で定められていないので、その部分について県が立案して国に提案していこうということです。

**○新里米吉委員** 大変結構なことだと思います。2の米軍施設の環境調査に関することとあります。現在、環境調査をしたくてもなかなか入れてくれない。この間のヘリコプターが落ちた地域でも一宜野座村も何カ月か待たされました。落ちた時期であればいろいろな化学物質があればわかるけれども、数カ月たつと雲散霧消して、余計に疑いたくなります。今ごろから入れるから、やはり何かあったのではないかと。今なら認めるけれども、落ちたときには認めない。そういうところがあって、そういう調査を—ヘリコプターが落ちたり何か事故があったときに沖縄側も入れるようにするということも含めてなのか、あるいは問題があったときにこれまでも県の条例では入れるようにしたけれども、実際にはなかなか米軍が壁になっています。そういう法律がないから国もまた壁になっています。そういうことを含めて何か方策を出そうとしていますか。

○**當間秀史環境生活部長** 米軍基地に関しては環境の統制といいますか、規制につきましては日本環境管理基準—J E G Sというものを国防省がつくっておりまして、それに基づいて行われているということはありますが、それについて実際にきちんとできているのかどうか。要するに、情報がこちらに出てこないものですから、可視化ができていないわけです。それで我々として今考えていることは、個々の基地についてこれまでの文献等がありますので、例えば油漏れ—これまでにそれぞれの基地に起こった環境問題等を集積するとともに、その基地ができる以前の航空写真、米軍は戦前全て沖縄の島については航空写真を撮っているのです、その部分からの地形や地質を国の公文書館なりに出かけて行って、既存の文献を使った上で基地の環境カルテをつくらうということです。ただ、これを万全なものにするには、J E G Sに基づいて環境の統制がされているので、その部分の情報も本当は必要です。ですから、その部分の情報をとるためには、まずは個々の環境カルテをつかって、その中にJ E G S等の今まで整理された個々の基地の環境情報を入れ込んでいこうということが今の我々の考え方です。

○**新里米吉委員** すると2は、どちらかという米軍基地内の環境の情報を集めて、ここにはこういうものがあるのではないかとか、環境にかかわる問題ではここは何かがあるかもしれないとか、それが主な目的ですか。

○**當間秀史環境生活部長** そういうことです。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。  
奥平一夫委員。

○**奥平一夫委員** 陳情第148号についてお聞きします。

この基地環境特別対策室は、県民の健康や安全、環境を守ることを第一義的な意義とするセクションとして本当に機能するかどうかということに非常に懸念されているということがよく言われています。決意を聞きたいと思います。

○**當間秀史環境生活部長** 我々環境部門はグローバルな面とドメスティックな部分を見えています。グローバルな面というと、いわゆる地球温暖化やPM2.5の部分もそういう対策もとりながら、もう一方では国内法に基づくこの島の環境を統制しているところなんです。一方において、この小さな島でやはりフェンス

一枚を隔てて国内法と J E G S があるというこのダブルスタンダードの世界があると。ただそういうグローバルな世界で—もう既に国境もないような中で、全ての国が対策を協力してやらなくてはいけないという中で、こういう小さな島でフェンス一枚で一空気も違わないし、地下水も違わない中で、そういうことが行われていることはやはり問題があるということで、我々としてもこの小さな島については国内法の中でしっかりと、県民のために環境をしっかりと保全をしていきたいということが考え方です。

○奥平一夫委員 既存の皆様の体制と新設する課はどのように違うかを、もう少し具体的に聞かせてください。

○當間秀史環境生活部長 既存の環境保全課、環境整備課等々が行っていることは、要するにフェンス外の国内法が適用される部分についての環境保全を図っているわけです。基地の中については、今まで環境保全についてなかなかされてこなかったと。水質調査、地下水の調査は、河川に漏れ出てくる部分についてはされていますが、ただその部分は今までされてこなかったもので、これをもっと強化してやっていこうということです。

○奥平一夫委員 これまで沖縄県は日本政府との信頼関係であったり、あるいは国の責任でという言葉で盾に事実の解明がなかなかできてこなかったし、消極的だった気がします。そういう意味では、今回この課を設置することについては、日本政府が実施する環境調査に対するチェック機能を十分に持たせるということが非常に大事です。あるいは日米間のやりとりを一この陳情の趣旨にも書いていますが、透明化させるという積極的な役割を果たすことであると思いますが、この辺について伺いたいと思います。

○當間秀史環境生活部長 基地の環境保全については、一番の問題はやはり可視化できないということです。J E G S は国内法と米国法の中で一番厳しい部分の環境基準をとっているといわれているにもかかわらず、さてどのように運用がされているのかということが全く情報が出てこないということがあります。やはりその辺をしっかりとやっていかななくてはいけないということです。

○奥平一夫委員 しっかりとやらなくてはいけないというところで、どのようになぐあいでもしっかりとやっていこうかということを知りたいです。

○**當間秀史環境生活部長** 先ほど申し上げました、例えば基地浄化に関するガイドラインをつくる、あるいは基地の環境カルテをつくる中で、米国の公文書館に行くなり、あるいはドイツに行くなり、韓国、フィリピン、これまでの情報を収集する中で、最終的には我々としても環境条項、国内法を米軍基地にも適用していただきたいという一環境条項の設置を視野に入れて、今取り組もうということです。

○**奥平一夫委員** この基地環境特別対策室を設置することについて、これまでに決まったことはありますか。

○**當間秀史環境生活部長** 所掌事務等については既に総務部に了解をもらっているところです。予算や体制、人員はまだ調整中ですので、具体的なスケジュールはお示しできないところです。

○**奥平一夫委員** このさまざまな環境汚染の問題は、県民からの意見もあるでしょうし、あるいは専門家の御意見も出てくると思います。そういう意味で、意見を酌み取っていくというシステムのようなもの、さらに過程をしっかりと透明化していくといいますか、そういうことをきちんとできる—そのようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○**當間秀史環境生活部長** これにつきましては、いずれにせよガイドラインの策定をする、あるいは基地環境カルテをつくる中では、どうしても専門家の意見等々が必要になってまいりますので、そういう過程の中で酌み上げていきたいと考えております。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。  
嘉陽宗儀委員。

○**嘉陽宗儀委員** 陳情平成24年第200号、11ページについてお聞きします。

性暴力の問題について、ワンストップ支援センターの設立に向けていろいろな取り組みがなされているようですが、この前も関係者のシンポジウムがありましたので、私は前にも行き、今回も行きました。やはり深刻な実態があって、行政として本格的に取り組む必要があるのではないかと痛感しました。現在、性暴力被害者の救済についてはどのような実態になっていますか。どのような方法でなされていますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 現在、性犯罪、性暴力の相談を受けているところが一県警察でも受けておりますが、公益社団法人犯罪被害者支援ゆいセンターや私ども沖縄県男女共同参画センターのているる、民間団体になりますが強姦救援センター・沖縄、通称REICOで電話相談を受け付けております。

○嘉陽宗儀委員 それぞれの部署でどれだけの相談に乗っているかという実態はつかんでいますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 平成24年度のデータになりますが、県警察が22件、公益社団法人犯罪被害者支援ゆいセンターが71件、ているるの相談室で16件、強姦救援センター・沖縄—REICOで176件、合計285件です。

○嘉陽宗儀委員 この285件は、実態に照らし合わせてみて、このくらいだと考えていますか。

○山城貴子平和・男女共同参画課長 この4カ所のうち一番相談を多く受けているのが強姦救援センター・沖縄—REICOで176件—これは年間の数字ですが、強姦支援センター・沖縄REICOでは水曜日と土曜日、時間を3時間、4時間と区切ってやっています。それで176件です。昨年11月にフリーダイヤルで1カ月毎日やりましたところ50件ほどあったと。それを単純に12を掛けても600件程度の数になるのかと考えています。

○嘉陽宗儀委員 実は私の無料相談所でも結構飛び込んできます。話を聞くと、身内から強姦されたという子供がなかなか言えないと。相談を受ける窓口は敷居が高くて、プライバシーも守れないのではないかという不安感があって、そういう性暴力の被害者は結構大勢いるが、今の相談体制ではなかなか勇気を持って飛び込むことができないという実態があります。私の事務所でも年間何十件もあり、しかも深刻です。再婚したら夫が連れ子にするとか、実の親子であるとか。ケアのやり方も相当しっかりと—相手が安心して相談できるような技術的にも専門員がいないと、逆に相談してもかえってこじらす場合もあります。本人の人格、人権も守りながら安心して救済できるということについては専門員の配置もきちんとしなくてはいけないと思います。例えば、個人でやっているところは名前が強姦云々というものだから、名前を聞いただけで行きにくい

という声があります。ですから、そういう性暴力の被害に遭って一生を台なしにしかねないような人々に対してもっと思いを寄せて、安心して相談できる、救済の措置が受けられると。体制確立はやはり急ぐべきだと思います。そこで環境生活部長の決意をお願いします。

**○當間秀史環境生活部長** そういう性暴力被害者等々が抱える心的、身体的ダメージはかなり大きいものがあると当然我々も認識しているところです。一方で、性暴力被害者の認知件数は、警察で調べられているところはせいぜい100件に満たない状況で、氷山の一角だという世界があります。そういうことを踏まえたときに、どうしても人に言えない部分もあるので、我々が今考えているワンストップ支援センターにおいては、そういった被害を受けた方の立場に立ったいろいろなケアをしていこうということで精力的に動いていますので、ぜひ議員の皆様におかれても応援をよろしくお願ひしたいと思います。

**○嘉陽宗儀委員** いろいろな場所で安心してケアを受けられるようにするという意味では、例えばこの前の発言で出たことは、産婦人科医がやるということだけではなく、例えば、各病院に小児科医がいるわけですから、そういうところにも協力を呼びかけて、イロハについては皆さんが指導して研さんを積んで、幅広い人材育成をして、多くの人が安心してケアを受けられるように検討すべきではありませんか。

**○當間秀史環境生活部長** 今度の報告書も出たとおり、これから平成26年度にかけてワンストップ支援センターを立ち上げるところです。ただそれにしても1カ所だけではどうしても一宮古島、八重山、あるいは沖縄本島のどこにつくかわかりませんが、行き届かない部分があります。そのためには、やはり今後そういう現場で対応する医師、看護師などの研修も考えています。

**○嘉陽宗儀委員** 現在は助産婦でも一県で掌握して相談に乗っている人がいますか。

**○大城玲子県民生活統括監** 現在は特に、このために1カ所ということはありませんが、ワンストップ支援センターをつくりましたら、例えば助産師の資格を持った方、看護師の資格を持った方、心理関係の資格を持った方々にやはり専門の研修を受けていただいて、被害直後から行き届いたケアができるようにということで、まずは研修から始められたらいいと考えています。

○嘉陽宗儀委員 非常に生々しい問題では、もう妊娠しているのではないかと私に聞く人がいます。ただ性交渉して妊娠したかどうかの問題ではなくて、性暴力の被害者ですから普通ではいけません。そういう面で、いまだに県がきちんと委嘱して、こういう判断ができる体制にないことは深刻ではありませんか。被害者がたくさんいると言いながら、1人もいない。どう思いますか。

○大城玲子県民生活統括監 現在、実際に事件になるようなことに関して警察に届けられた方々については、例えば、県立病院を紹介して、そこでケアする体制は一ある程度医療の面からできている部分もあります。ただ先ほど申し上げましたように、警察には敷居が高くて行けないとか、相談所には行きにくいという場合もありますので、そういう方々をどうにか泣き寝入りするのではなくて、きちんと相談を受けられるようにということで、今回ワンストップ支援センターの設立に向けていろいろと検討しているところです。

○嘉陽宗儀委員 そういう性的暴力については、強姦罪でも親告罪で、恥ずかしくてなかなか言えない。相談がありませんからという対応ではよくないと思います。一般的に強姦されましたと訴える人がいますか。米兵犯罪でも、そういうことで泣き寝入りする被害者がたくさんいます。しかも、今言ったように身近に一家庭内で、地域で、いろいろなところで起こっている。これについて具体的な救援対策をやらないという深刻さは、このシンポジウムに行って痛感しました。改めて各県立病院の産婦人科医、小児科医などに幅広く一環境生活部長が力を込めて急を要するのと言って、研修を含めて対応できる姿勢を県民に知らせて、安心して受けてくださいということを早急に確立してほしいと思いますが、どうですか。

○當間秀史環境生活部長 次年度を目指してワンストップ支援センターの立ち上げを予定しているところですが、可能な限り早く立ち上げられるように、そういう体制も整えていきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 座っているのを立ち上げるだけではだめです。今言ったように、今の段階からでも幅広く、多くの産婦人科医、小児科医など協力できるところについては急いで皆さんが構想を練って研修させると。ワンストップ支援センターを立ち上げてからいろいろと検討するのでは、救われる被害者も救われません。そういう意味では決意を新たにして、研修計画でも早目にやって、

すぐに県民の皆さんに安心して相談してくださいと言えるような体制をつくってもらえませんか。

**○當間秀史環境生活部長** 来年度以降、当初から専門員、相談支援委員、医師、看護師、助産師の当該ワンストップ支援センターにおけるスタッフの研修を予定しているところですが、可能な限りその他の総合病院等々の医師、看護師等も参加できる体制で臨みたいと思います。

**○嘉陽宗儀委員** それはそういうことで、ぜひ多くの方々が本当に深刻な事態に陥っていることを心から受けとめてもらって、全力を尽くしてください。

次に、陳情第17号、14ページについてお聞きします。

ごみ山問題です。皆さんは頑張っていますと言いますが、いつまでにやりなさいと言ってもできなかったということで報告する。できなかったという報告だけで済みますか。

**○比嘉榮三郎環境整備課長** 現在、最終処分場につきましては、安定型の最終処分場と管理型の最終処分場があることは委員も御存じかと思えます。まず、管理型最終処分場につきましては、昨年12月に県から改善命令を出しまして、1万立米のごみを撤去しなさいと命令をしています。それに対して事業者側がことしの12月に、おおむね1万立米を撤去したと。測定の結果そういう結果になっているということで、これに対しては改善命令—管理型最終処分場に対する改善命令に対しては履行できたと確認しております。もう一つ、安定型最終処分場につきましては、平成23年に沖縄市と事業者の間で平成25年9月までに68メートルレベルまで落として、ごみを改善しますという協定がありました。これにつきましては、9月現在で約2万立米のごみが残ったということで、達成できなかったということになっています。

**○嘉陽宗儀委員** これは議会のたびごとにずっとやってきているので、聞く側があほらしくなるくらいなかなか進まない。地域の皆さんにはいろいろなトラブルが起こっているわけですので、これは皆さんの責任でもってきちんとやれるようにしないと。業者任せではなくて、県が直接、強引にでも、きちんとやらないと解決しない。ここまできたら代執行という話があります。そういう決意まで含めて取り組まないと前に進まないと思いますが、どう思いますか。

**○當間秀史環境生活部長** 既に委員も現地を見てこられたかと思いますが、安

定型最終処分場については、あと残り2万3000立米くらいになっています。これについては隣の管理型の部分があるので、これをとると管理型が危なくなるのでそれは今は残しています。管理型についてはあと42万2000立米くらいあるので、これについてはどうしても恐らく8年くらいかけてやるような状況になっております。我々としては段階を踏みながら、息長く継続しながら業者を厳正に指導していこうと考えております。

○嘉陽宗儀委員 環境問題を息長く。息長くやっているために沖縄市では市民が苦しんでいます。長らく苦しめるのですか。

○當間秀史環境生活部長 沖縄市民の方には申しわけないところですが、ただこれだけのごみの量は一朝一夕には解決できない量ですので、現実的に考えた場合に、それくらいの時間はどうしてもかかるということです。

○嘉陽宗儀委員 環境悪化で一ヒ素の検出の問題もいろいろありましたし、とにかくずっと警告しながらもなかなか改善しない。その大もとは皆さん方が悠長に構えているからではありませんか。ゆっくりゆっくり、なるようになると思っているのではありませんか。

○當間秀史環境生活部長 特にそのようなことではなくて、我々としては厳正に法に基づいて指導してきているところではあります。量が多いのでなかなか改善ができないということです。

○嘉陽宗儀委員 量が多過ぎるので、業者任せにするとあと8年、10年かかるわけです。これでは公害をばらまく、環境を悪化して住民を苦しめるわけですから、そういう認識であれば先ほど言ったように県が責任を持って解決して、費用を請求するかどうかを含めて協力の方法を考えなくてはだめではないですかと提案しています。

○當間秀史環境生活部長 いずれにせよ廃棄物の問題は、排出事業者、一義的にはその問題ですので、排出事業者に責任を負わせてきちんとして処理してもらおうと。それで、なおかつできないのであれば、行政代執行は当然あります。ただいまの段階では、事業者も努力をしてくれている段階ですので、行政による代執行という段階までではないと考えています。

○嘉陽宗儀委員 刑事告発もされて、事業停止していますが、それはどのようなになっていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 株式会社倉敷環境につきましては、今委員から御指摘ありました安定型最終処分場が履行できなかったということ、あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条に基づく報告徴収義務、いろいろな違反等があり、総合的に勘案しまして、ことしの10月から30日間事業停止命令を出しております。これにつきましては、やはり法的な違反を指導し、改善命令をしていく中で、今後も事業者に対して、事業停止命令も含めて適宜指導していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 営業停止になって、持ち込まれるごみはどのようなになっていますか。家庭ごみなどいろいろありますよね。あれはどこに行っていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 一時的に1カ月間の停止期間がありますので、この期間につきましては株式会社倉敷環境には全く入ってこないということになります。そうなりますと、例えば、産業廃棄物であれば産業廃棄物の排出側で一時的にストックしておく。あるいは中間施設等でストックしている形になっています。

○嘉陽宗儀委員 沖縄市に聞いてみても、どこに行っているのかわからないようです。やはり営業停止すると同時に、後始末もきちんとしないと。

○比嘉榮三郎環境整備課長 事業停止命令等々を打つ中で、やはり不法投棄も発生する可能性もあります。これにつきましては、各市町村、あるいは事業者等に対してそういうことが起こらないようにということで、重々普及啓発を行っているところです。

○嘉陽宗儀委員 その問題は市町村に連絡して不法投棄が起こらないようにしてもらおうと。私はずっと地下水汚染の問題を取り上げてきましたが、9月にも調査することになっていましたよね。調査はやりましたか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 地下水調査については1月、5月、8月、11月26日、年間を通して4回実施しています。

○嘉陽宗儀委員 9月には行っていませんね。

○比嘉榮三郎環境整備課長 はい。9月ではなくて、8月と11月ということになっています。

○嘉陽宗儀委員 8月の結果は発表していますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 地元の自治会を含めて7者協議会がありますが、その中でも第3回目の結果について報告しております。

○嘉陽宗儀委員 ヒ素の状況はどのようになっていますか。

○比嘉榮三郎環境整備課長 3回目の8月の調査につきましては11カ所の調査を行っておりますが、1月、5月については4カ所がヒ素の基準値が超過しておりました。8月につきましては4カ所から3カ所に減少しております。

○嘉陽宗儀委員 あとで資料を下さい。

○比嘉榮三郎環境整備課長 はい、わかりました。

○中川京貴委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 陳情第148号、28ページについてお聞きします。

陳情者からあります3番目に、現在までに決定していること、新設の課の計画、策定スケジュールを明らかにしてということで、処理方針の2及び3で既返還跡地、あるいは返還予定地の環境浄化などと、3つ書かれています。現在、米軍への環境法令の適用はなかなかできていないわけですね。それを確認します。

○當間秀史環境生活部長 一般国際法上、駐留する軍隊については、日本の国内法が適用できないという状況です。

○新垣清涼委員 これから国にも要請して変えていくことだと思いますが、その前に直接米軍との関係の構築といいますか、三沢基地では、地域の基地の司

令官と地元の首長や担当者が年に何回か意見交換をしています。そういったことをやる予定はありますか。

○**當間秀史環境生活部長** 我々としても、そういう基地の中の環境部局との連携は必要であると考えていますので、それを今検討しているところです。

○**新垣清涼委員** ぜひ、それぞれの基地の司令官を訪問していただいて、やはり地域住民に一米軍はいつもよき隣人でありたいとよく言います。そうであるならば、地域住民に不安を与えないために何かあるときには協力してほしいと。司令官が変わるたびに挨拶をしなくてはいけないと思いますが、できるならば知事が訪問してもらいたい。知事が忙しいならば部長が、年に一、二回は意見交換をすることが必要だと思います。ぜひそれをしていただきたいと思います。

それから一般質問でも質問しましたが、西普天間地区の返還される予定の病院の反対側は何棟か壊されていますが、それについては承知していますか。

○**古謝隆環境政策課長** 西普天間地区の返還跡地につきましては、宜野湾市、地主、国、沖縄県も参加して協議会が設置されておりますが、この中で防衛省から報告を受けたのは、返還ラインのところに2カ所建物がかかっている、アスベストの有無について調査を行っているというところまでの報告を受けています。

○**新垣清涼委員** 建物が2棟撤去されています。撤去されていることはまだ聞いていないですね。

○**古謝隆環境政策課長** 私どもが協議会に参加したのは11月中旬か下旬だったかと思いますが、そのときには現在調査中という話がありました。その建物が壊されているかどうかということは定かではありません。

○**新垣清涼委員** 市町村との協力関係はどのようになっていますか。

○**古謝隆環境政策課長** 先ほどの跡地利用に関する協議会一宜野湾市が地主と一緒に立ち上げた協議会ですが、これにつきましては県は企画部企画調整課、環境生活部は環境政策課が加わりまして、防衛省がこれから返還実施計画も提案してくると思いますので、その内容についても市町村と連携しながら

中身を確認して、徹底した調査が行えるように求めていきたいと思えます。

○**新垣清涼委員** 西普天間地区については跡地利用についての対策協議会が立ち上げられたようです。そうではなくて、例えば、浦添市のキャンプ・キンザーもまだ返還の予定がはっきりしていなくても、あの辺の国道沿いに一部分だけ、ある区間だけ草が非常に枯れているところがあります。市町村との協力関係は何かが決まって対策会議ではなくて、市町村の基地関係の部署と一皆さんの基地環境特別対策室というものができるので、基地に特化しているので、基地を抱えている市町村の部署と環境について変化があれば情報を交換しましょうというようなことをしっかりとやっていく必要があると思えます。市民にも基地環境特別対策室ができたので何か異変があれば情報を下さいということに向かっていかななくてはいけないと思えますが、環境生活部長、その辺はどうでしょうか。

○**當間秀史環境生活部長** 基地環境特別対策室が機能的に動けるためには、市町村との連携はどうしても欠かせないと思えます。その辺の情報が当然必要となつてまいりますので、市町村との連携はしっかりとやっていきたいと思えます。

○**新垣清涼委員** 情報をしっかりととれる、何でもかんでも県が動くということではないと思えます。例えば、私は58号線を毎日行き来しますが、一部だけ草が枯れています。なぜかと非常に思えます。風のせいだとしたら向こう側も枯れるはずなのに、なぜここだけが枯れているのかということがありますから、そういう意味で情報を出したときに、浦添市の基地関係の部署があると思えますので、そこに情報を流して見てほしいということが出来る体制でやっていただきたいと思えます。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。  
仲宗根悟委員。

○**仲宗根悟委員** 陳情第148号、28ページについてお聞きします。

先ほど来、陳情者の環境調査についてのチェック機能を持たせるような意見が出ています中で、環境生活部としてはガイドラインを定めて立案していくという答えでした。非常にいい答えだと思っています。ガイドラインを定める、立案していくということは、室内で立案していかれるわけですね。今回、沖縄市

の事例がいい事例になったと思います。ドイツあるいは先進国のいろいろなことを含めてもやっていきたいという答えですが、どういうことを想定されていますか。室内でまとめ上げていくという内容ですか。

○**當間秀史環境生活部長** 今回のガイドラインを定めるに当たっては、これまでの海外の基地の状況の調査も当然必要ですし、米公文書館の調査も必要です。そういう意味ではシンクタンクなり、あるいは専門家の意見も当然に取り入れながらやっていかなくてはガイドラインはつくれないと思っていますので、その辺を取り組んでいきたいと思っています。

○**仲宗根悟委員** 沖縄市の事例にもありますように、専門家の意見は非常に大きなウェイトを占めてきたと思います。環境生活部長がおっしゃったように、いろいろと立案していく中では専門家の意見もしっかりと聞いてやっていきたいという答えですので、ぜひ実のある内容にしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**中川京貴委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**中川京貴委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、環境生活部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○**中川京貴委員長** 再開いたします。

次に、企業局関係の陳情平成24年第158号の2の審査を行います。

ただいまの陳情について、企業局長の説明を求めます。

なお、本陳情は継続の陳情でありますので、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

平良敏昭企業局長。

○**平良敏昭企業局長** 企業局所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いた

します。

企業局関連の陳情は、継続1件となっております。

陳情平成24年第158号の2平成24年度中城湾港新港地区振興に関する陳情の記の6、工業用水料金の全国水準並みの料金設定につきまして、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○中川京貴委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○中川京貴委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序及び方法などについて協議)

○中川京貴委員長 再開いたします。

これより、乙第18号議案指定管理者の指定についてを採決いたしますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第18号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○中川京貴委員長 挙手多数であります。

よって、乙第18号議案は可決されました。

次に、乙第19号議案指定管理者の指定についての採決を行いますが、その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論等なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第19号議案指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○中川京貴委員長 挙手多数であります。

よって、乙第19号議案は可決されました。

次に、乙第18号議案、乙第19号議案を除く乙第10号議案から乙第15号議案、乙第27号議案及び乙第28号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案8件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案から乙第15号議案、乙第27号議案及び乙第28号議案は、可決されました。

次に、甲第2号議案「平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

（休憩中に、議案等採決区分表により協議）

○中川京貴委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情49件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中川京貴委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 中川京貴